●はじめに

気がつけば、あっという間に「平成」最後の年となる平成31年の朝が明けた。そして、先ずは無事に新年を迎えられたことに対し、会員の皆様に心より御礼を申し上げたい。出来るならゆったりと新しい年について語りたいところではあるが、年始早々から刺激的なタイトルで巻頭特集をお伝えすることをお許しいただきたい。

さて、約30年間もの長きに亘り、世界の国々の壁を突き破るグローバル化の負の影響である「**経済の低迷連鎖**」や「**格差拡大**」等が日本国内にも流れ込み、それが蔓延したことで“**経済低迷の時代**”となった“**平成**”は本年4月で終わりを告げることになっている。

そして、このマイナスの状態を解消し、何としても次の時代に『柔道整復』を確実に繋げるため、本誌前号（コンパス42号 / 平成30年6月発刊）では『**次世代へのバトン**』と題した特集を組んだのも記憶に新しいと思う。そもそも、この時代に柔整業界が受けた“**第三の危機**”とも言うべき巨大な打撃は、戦後の復興による高度成長が陰りを見せ始めた頃に、そこから20～30年後に起こるかも知れない低成長・縮小経済となった日本と我が柔整業界が直面するであろう様々な問題を事前に「**反実仮想**」し、そこへの予防策を柔整業界自身が模索してこなかった“**危機管理のお粗末さ**”に最大の原因があったのは間違いない。

昭和の柔整隆盛時代には、業界のサイズや柔整師の資質を管理するための機能が「社団」という枠組みによって確実に働いていた。そのため、今と比べれば競合する同業者は少なく、柔整に対する社会的な信頼も高く、日本経済の高度成長によって安定的に高収入が得られていた、いわゆる“**右肩上がり**”の良い時代だった。だからこそ、誰もがそうした状況が永遠に続くものと信じ込み、その状況を謳歌（おうか）し、将来・未来への“備え”を怠ってしまったのだろう。そして、当然の報いとして、今この“危機”が起こっている。

さらには、我が業界は未来予測とそこへの対応を怠っただけでなく、平成となって以降の30年の間には、その都度、幾つもの問題点がはっきりと見えていたにも拘わらず、業界は自らそこへの対応をすることなく、ただ先送りし、抜本的な打開策を思考し実行することさえもしてこなかったのも事実なのだ。

今回「**平成の大改革**」が実行された背景には、少なくとも30年間も放置し続けてしまった柔整業界の仕組みを現代にあった形に修正する必要があった。しかし、本当の目的はそれだけではない。

実は、この30年間を「暗黒の時代」としてしまった**真の原因**は、既述した通り「**目先の利益だけ**」に目が行き、その周りが見えなくなってしまう「今だけ、自分だけ、利益だけ」という“**近視眼**”が根底にある。そして、その近視眼は状態をさらに悪化させてしまう「きっと誰かがやる」「きっと大丈夫」などといった“**ことなかれ主義・他人（ひと）任せ主義**”の思考が下地にあることを我々は自覚しなければならない。

自らは何もしないまま、「きっと上手（うま）くいく」と勝手に決めつけ、それを理由に自分が何もしないことを正当化するといった「内容のない悪循環」を繰り返してきた。そうした“**近視眼**”と“**他人（ひと）任せ主義**”

がこの柔整業界には今も確実に蔓延している。そして、今、目前に広がる“苦悩の環境”から「何とかして逃れたい」という一心で、またしても、その場凌ぎの目先の利益だけに集中する“**近視眼**”で動こうとする者が多い。今こそ**志**と**視野**を広げ、この先30年後までを見極め、すぐそこにまで迫ってきている「団塊の世代」が高齢者となる**2025年問題**だけでなく、さらにその遙か先の「団塊ジュニア」が高齢者となる**2040年**に起こるであろう幾つかの問題さえも見据えた対応策を検討して基本設計を作った上で、今しておくべき喫緊の課題への対応を乗せた改革を進めるべきなのだ。今回の大改革には、実はそうした柔整の体質改善をする大手術的な狙いが根底にあったのだ。

そこで、現時点だけを見る“近視眼”を避けるため、コンパス42号では柔整の創生期である第一世代から、これから迎える第五世代までを時系列に分類してその歴史を見直してみた。そして、それぞれの時期に経験した内容を振り返って様々な欠片を拾い集め、柔整業界が現状に至った真の原因にスポットを当て、解決策として執るべき改善項目と改善方法を最終的にまとめたのが、平成30年4月に実施となった「**教育改革**」と「**制度改革**」だった訳だ。

だからこそ、成し遂げた上記の二つの改革の必要性とその意義には、約5年程の時間をかけて集めた明確なまでの**裏付け**が示されているのだ。しかし、今回の二つの大きな改革が実行されたことで何もかも上手くいくほど、現代の医療行政が甘くないことは誰もが承知している通りである。

さらに、ＩＴやＩＯＴ、ＡＩ（人工知能）とビックデータ等の利用が日進月歩で進み、今の時代の動きは30年前とは比べものにならないほど早い。例え我々が今、確実に“近視眼”をやめて、ここから更に20年・30年先の時代を予測し対応策を用意しようと真剣に取り組んだとしても、現制度の修正改善をするだけではまったく用が足りないことになる。

確かに、**今回の改革が誰も出来なかった30年振りの大改革であったことに間違いはない**。しかし、それは必要となる改革のほんの一部分でしかない。いわば強烈なカンフル剤、対処療法なのだ。そして、今後は確実に「**電子化**」の流れが肝となる。つまり、柔整療養費の次世代形態は誰がどう進めるにしても「**電子請求**」になることは間違いない。しかし、実はそれすらも新しい時代のほんの「入口」でしかないのだ。ここを通り抜けなければ、せっかく業界の仕組みを延命し得た二大改革も最終結果を出せず終いということになりかねないのだ。

今回実現した二つの改革は、実はこの最後に用意された「電子請求」へ確実に繋げるための重要な段階であったのだ。そして、業界が思い描く形で電子請求を実現させることに成功すれば、今後の医療と介護の枠組みのさらなる再編時に、柔整業界が実現不能と思い込んでしまっている『**業界の再編成**』という最終形態が完成する可能性さえ高まるだろう。

その裏付けは、20年も前にこの業界の誰もが諦めてしまっていた「**協定の見直し**」は今成されことが見事に代弁している。そして、それは業界が「諦めなかった」からこそ、いま実現できているのだ。

この改革は、外圧で無理矢理に実施させられたものではない。柔整業界が自ら考え働きかけて国が決定したものだ。だからこそ、今はこの電子請求のシステムを業界自らが理想的な形で実現させることに集中しなければならない。そして、もしもそれが可能になれば、今後さらに数十年先までも見通せる重要なアイテムになる。ここを通らずにその先へ通じる道はどう考えても無い。目先の利益の為だけに「溺れながら掴んだ藁」に、今後30年先までの柔整業界を救える力があるとは絶対に思えない。結果が分かってから動くのではなく、確実に数十年先までを「見通そうとする姿勢」こそが柔整には重要なのだ。

そこで今号では、この改革のすぐ先に既に見えてきている次世代型の新たな“危機”の存在を見据えながら、実行に移った「教育」と「制度」という二つの改革がどのように我々の現場に影響を与えていくのかや、今後確実に進められる柔整療養費の電子請求の実現とを重ね、可能な限りの情報を公開したいと思う。そして、改革の「実り」をまだ実感できないと嘆く多くの会員には、公益社団法人日本柔道整復師会（以降「日整」）執行部及び当会執行部が**近視眼**ではない視点で、ここから20年後30年先の未来の柔整業界の有り様を見据え、皆が抱く**カタチの無い“不安”**を払拭して、5月に即位される新天皇陛下と新元号と共に始まる新しい時代の幕開けの年に、**新たな柔整の時代**の風を感じていただけたらと思う。是非、ご熟読いただきたい。

【§ 1】放置され続けてきた柔整の従来型“危機”への対応

●個人契約者を取り込む者達の存在

今、柔道整復業界に存在している「危機」の原因については、前ページでも見た通り、「もしも…になったら、どうなる？それを回避するにはどうすればよいか？」といった、まだ実際には起こっていないことを事前に想定して対応策を練る「**反実仮想**」という考え方を我が柔整業界は持っていなかったことである。そのために「目先の利益だけ」に目が行き、「今だけ、自分だけ、利益だけ」という“**近視眼**”の感染爆発が業界で起こってしまった。その上に、実際に何か問題が起こっても**自分では何もしない**まま「きっと誰かがやる」「きっと上手くいく」といった“他人任せ”で逃避する体質が現状でも残っている。

それでも、直面する問題が小さなものであったならどうにかなったのかも知れないが、**個人契約**（昭和63年）を皮切りとして、**養成校新設解禁**（平成10年）、**介護保険制度の開始**（平成12年）といった大きな問題が我が業界に押し寄せても、業界自らが動くこともなかった。それによって次第に問題が拡大していき、柔整療養費の不正受給が社会問題化して、平成20年以降には、**行政刷新会議「事業仕分け」**（平成21年）、**会計検査院報告**（平成22年）、**四課長通知**（平成24年）**柔整療養費検討専門委員会**（平成24年）、**反社会的勢力による柔整療養費詐取事件**（平成27年）といった波状攻撃を受けることになった。

「個人契約」と「養成校新設解禁」によって、それまで資質を維持し続けてこれた柔整業界の隔壁が完全に壊れたのは間違いない。そして、誤ったデータで柔整業界に“**黒いレッテル**”を貼った民主党政権下（当時）での「**事業仕分け**」、その印象付け後は「**二次点検**」を推奨する“柔整を信用しない”方向性が保険者にとっての錦の御旗となり、患者の“**受療抑制**”が始まった訳だ。以上の８項目は直接的な問題であったが、それ以降には、それによる二次的な被害も起こり始める。

柔整養成校を経営する者の中には、**養成校**だけではなく、同時に**請求代行業**や真逆の業種となる**二次点検業**を起こし、さらには学生の就職や転職を管理斡旋する**派遣業**、開業者への資格者紹介業や自費で行う手技のセミナー開催・経営指導等を行う**コンサルティング事業**、新規開業者へのテナント提供と契約までを担当する**不動産事業**、内装や設備・看板作成等を担当する**建築業**、医療機器の**販売レンタル業**、運転資金を提供する**貸金業**までも手掛ける総合企業のような者達が既に存在している。そして、その者達は新たに海外からの留学生確保のための新たな動きさえ見せている。

こうした視点からは「不正請求をする者が多い個人契約者」という構図は、単純に個々の個人契約者自身の「**常識や知識不足**」等だけとは言い切れない可能性が大きく浮上してきている。要するに、柔道整復の有資格者を巧妙に騙（だま）して、その国家資格を悪用する。いや、資格取得前から「**柔整業界を浸食する**」輩がこの業界には確実に存在している。

そして、柔整業界の中ではルールを守らない異端者が多い個人契約者ではあるが、それを自覚しているか否かは別として、個人契約者自身、実はそうした悪意ある者達に取り込まれて利用されている意味合いも強いように思う。そして、こうした悪意ある輩の中には既に反社会的勢力が入り込んでいることは、平成27年の反社会的勢力による療養費の不正受給問題の発覚からも疑いようのない事実だ。

しかし、楽をして甘い汁を吸い、不正をすることが常習化してしまった個人契約者の多くは、そうした事実を認識したとしても、自らの意志でそれらの誘惑をはね退けて止められるだろうか？悪意ある輩は「足抜け」させない雁字搦（がんじがら）めの契約によって、なかなかそれを許さない術をも用意している。

だからこそ「柔道整復」を守り、残すための強い意志を持った“**日整による改革**”が必要なのだ。多くの資格者が悪用されてしまうことを許してしまう現在のルールは、柔道整復師の「**性善説**」の上に成り立っている。そして、今も確かに真面目に地域の住民達に向き合い、己の利益を忘れて他者の利益のために尽くす「**忘己利他**」を実践し続けている**公益社団会員**の柔道整復師が日本中に**約２万人**程は存在している。そして、残念ながら悪意ある者に荷担してしまった**個人契約者**がその**約２倍**以上は存在しているのも事実なのだ。

今後は、如何なる者にも柔整の仕組みを悪用させないようにするため、日整が戦うしかない。人任せ主義でこうした問題が解決できる筈などない。

●これ以上の“混同”を放置するな！

柔整と鍼灸のように施術内容やその裏付けになる学問自体が異なるものや、有資格者と無資格者のようにまったく異なるジャンルを識別する**Type**（種類）と、同じ括りの中でも程度的な違いを示す**Stage**（段階）が混同されることで多くの問題が発生している。

柔整でいえば、昭和63年に許された「**個人契約**」は、それまで唯一受領委任制度を扱うことができた「**団体協定**」と同様に受領委任を扱うことを認めた取り決めであり、受領委任を扱う上では**Type**は同じと言える。しかし、その内容自体は、**会員である複数の柔道整復師の請求を一括して会長委任でまとめることを可能にしている「団体協定」**に対して、「**個人契約**」は、元々存在していた団体協定の内容を公益社団に所属していない柔道整復師が、社団会員と同様に遵守することを**個人的に確約する契約をすることで、その柔道整復師個人に受領委任が認められる仕組み**であり、それをさらにまったくの他者に委任することや複数の資格者の請求を取りまとめる**団体としての扱い**は個人契約の中では本来許されてはいない。

繰り返すが、「協定」と「契約」は、扱える内容が異なる**別Stage**のものなのだ。これをまったく同じものであるかのように誤認識し、取り決め以外のことを許してしまうから不具合が生じてしまうのだ。

しかし、それを許す背景には**保険者の経済的な利益**が大きく関係している。公益社団法人の「団体協定」は、**会長委任**によってすべての会員の請求が一つにまとめられ、保険者からの支払いを公益社団法人にまとめることが可能である。しかし、**個人契約**という仕組みは、そもそも個人の柔道整復師が単独で受領委任を使用できるようにしたものであり、保険者の支払いは本来なら個々の柔道整復師に別々に支払われるべきだ。しかし、それを規則通りに処理すると保険者にとって支払手数料が莫大になる。そのため、個人契約者の請求事務代行業者があたかも団体協定を結ぶ公益社団法人であるのと同様にまとめて支払いをすることで手数料を浮かせているのである。請求事務代行業者はそれにより契約者から手数料を徴収しやすくなる訳だ。

請求事務代行業者は、個人契約者の請求事務を代行する企業とはいえ、個人契約者が患者から署名によって受けた受領委任の権利をとりまとめるための「会長委任」という決めごとを保険者との間で締結している訳ではない。その上、そもそも「団体」ですらない。個人契約という決まりの中で許されてもいない事を保険者と請求事務代行業者の「双方の利益」のために実現させているに過ぎない。

さらに、そもそも「受領委任」が柔道整復師に認められた背景には当時の「社団柔整師会」の存在が根底にあった。そのことを忘れて、視点をまったく異なる「同じ柔道整復師であるから」という資格権利に移して、「平等の権利」だとの巧みな解釈のすり替えを行い、受領委任自体がはじめから柔道整復師という資格自体に認められている権利であるかのような主張を繰り返している。

そして、「**会長委任**」という**別Stage**を明確に識別することなく、唯一共通する「国家資格である柔道整復師」という視点に置き換え、公益活動をすることもなく、問題をゴチャゴチャに混同したまま、業界は多くの弊害を放置し続けてしまっているのだ。

現在、こうしたことで発生している多くの問題を無視し、「**患者利益**」ではなく「**保険者や請求事務代行業者の利益**」を優先させてしまうルール違反について、原点に立ち返って見直す必要がある。

また、養成校新設解禁についても、平成10年の**福岡地裁**の裁判は、元々は地方に居住する者が柔道整復師の資格を取得するために養成校へ入学したいと思った際に、地方には養成校が無く東京や大阪等の大都市ばかりに集中する「**地域偏在**」が問題であった。にも拘わらず、福岡に養成校の新設が許される判決が出ると、判決の解釈がいつの間にかすり替えられ「養成校が必要だった“九州”」ではなく「既に充足していた“東京やその近郊”」への新設が激増してしまい、かえって偏在性を高める結果になってしまっている。

本来の問題点とそこへの対処法がいつの間にか消滅し、利益至上主義者達の思いのままに様々な制度や規則が悪用されてしまっているのが現状だ。

このままでは柔整療養費は減少の一途を辿るしかない。もうこれ以上の混同をさせないよう、明確な解決と対処が必要な時期にきているのだ。

●広告ガイドラインと無資格者への対応！

これまで、「**整体**」や「**カイロ**」といった日本に於いては国家資格自体が存在しない、いわゆる**無資格者の行為**については、それを規定する法律自体が存在しないため、罰則どころか取り締まり自体も実施できないというのが苦々しい現実であった。

要するに、国家資格を持つ者は、その資格についての法律が必ず定められているため、広告できる内容には明確に制限がある。ところが、何も資格を持っていない者に対する法律は無いから「何を広告しても構わない」というのだ。特に医療等に関わる者への広告は健康被害等を想定しているため他の業種に比べてかなり厳しい。ところが、無資格者に関しては、自動車免許と同様に「運転免許があれば運転ができるが、免許を持たない者は運転できない」という単純明快な話にはなっていないのだ。これは明らかにおかしい。

さらに、これまではインターネット上の宣伝行為はいわゆる「広告」に当たらないという見解が主流であったが、最近になって医療に於けるインターネット上の広告取り締まりの必要性が求められ、医科で広告できる内容について見直す「**広告ガイドライン**」が作られた。そして、厚生労働省の委託事業としてインターネット上に医療機関のウェブサイトに於ける不適切な広告を監視する「**医療機関ネットパトロール**」が設置され、既に通報を受付けるシステムが稼働している（URL：http://iryoukoukoku-patroll.com/ 電話：03-3293-9225）。こうした動きを受け、今回柔整業界でも同様の「広告のあり方」を検討するための「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会（以降「広告検討会」）」が厚労省に設置され、昨年末までに4回の会議が開かれてきた。

その内容を簡単にまとめると、**現行法で対処できる指導権限**と**人手不足**等の現場（役所、保健所）の意見と、施術者からは無資格者への対応強化、有識者からは医科と柔整等との明確な区分けといった意見が発せられた。中でも、広告を「無資格者がしているのと同様にさせて欲しい」と考える拡大解釈論の鍼灸師会と、無資格者は当然のこと「自業界内に於ける悪質な広告を確実にやめさせたい」とする厳重規制論の柔整とで真逆の意見が出された点が興味深いところだ。少なくとも鍼灸と柔整とでは見ている方向がまったく真逆であることが明白で、今後は別々の場で議論を進めるべきだと思われるが、行政は一緒に議論し柔整の意見でまとめることで、鍼灸の拡大傾向を封じ込めたいという思いがあるのかも知れない。

また、対象となる有資格者の施術所数に対する保健所等の人員不足の現状では、できることに限界があるとする取り締まり現場の声がある一方で、法的な裏付けがないことを理由に無資格者への対応強化を拒む行政といった構図も明白で、何れにしても国家資格を持つ者でさえ、その背後には利益至上主義者による資格やルールの悪用自体を止められない現実があり、無資格者に至っては現状では**何でもありの無法地帯**となっている。このまま野放しで良い筈はない。

さらには、接骨院の中で平気で「整体」等を行い、保険では無く自費施術なら対象を拡大しても構わないと考えて、本来柔整では扱えない施術等を行う者や、逆に「整体」の看板を掲げ、中では柔道整復師を雇って接骨院として保険請求をする等、巧妙に「無資格者が自由に広告できること＝何の規制も受けないこと」を悪用し、取り締まりを逃れる悪意ある輩の存在がここでも見えている。

そして、現状では柔整師・鍼灸師の**ダブル免許**を持つ者による同一施術所内での混合施術も多く見られ、看板には「鍼灸整骨院」が地域の現場では許されてしまっている現実もある。そうした施術所では鍼灸を行いながら、同一部位で柔整療養費への請求も同時に行う不正も多く見られている。こうした柔道整復師の柔整施術以外による柔整療養費の悪質な使用は、柔整療養費の何％かが違法な施術による可能性を示唆している。そして、無資格者のあまりに自由な行為は、地域住民の「安全」を第一に考えれば、一刻も早く規定を作り「行政指導」ではなく「**行政処分**」にすべきである。

しかし、厚労省等行政の対応を見る限りでは、果たしてこの広告検討会でどこまでを決定するつもりがあるのかや、決定に至ったとしても、そこに実行と強制力を伴わせることができるのかには大いに疑問がある。

こうした「**柔整浸食**」を防ぐことができなければ、我々を取り巻く「**危機（無法地帯）**」は広がるばかりとなる。少なくとも「無資格者の広告できる内容」については、厳しく規定をして取り締まり強化をして欲しいと思うが、予定されている今年度中にどこまでの議論がまとめられるのかをただ見守るのではなく、柔整自ら積極的に行政への働きかけを行わなければ、無資格者への規制強化を実現することは難しいように思われる。

●もう騙(だま)されない料金改定！

2年に一度の柔整療養費の料金改定は、その改定にあたって事前に交わされた明確な決まり事は無い。とはいえ、毎回必ず医療費の動向にピタリと合わせた変更内容となっているのは周知の通りである。それは、例えば医療費を「1」とした場合、増えるにしても減るにしてもその半分、つまり「0.5」分だけの**改定率**が柔整療養費に反映されるというのが恒例の約束事となっているからだ。繰り返すが、公の決まりではない。

以上のように医療費を軸として考えるということと、その振り幅を予め考えて限界値を設定しておくという方法については、社会保障費全体を管理する手法としてはあながち誤った方法とは言えない。しかし、必ずしも医科の半分でピタリと同調するかといえば、当然その通りにはいかない場合も少なくはない。

また、改定率がそのままの伸び率と一致しないことも理解できるが、ここ数年を見る限り改定率が反映された現実の柔整療養費総額への反映状況はあまりにもかけ離れ過ぎている。下の**【表1】**をご覧頂きたい。

平成22年と2年後の平成24年に行なわれた柔整療養費の改定率はともに「±0.0%」であった。これは当時の「事業仕分け」によって「柔整療養費を下げる」ことを決定するための悪意ある故意的な統計値集計操作が原因で大きく叩かれた結果、医科が22年は「+1.74%増」24年は「+1.55%増」であったのに対し、柔整に関しては全くの無評価の「±0.0%」とされた年だ。その影響がどうなったのかを24年の柔整療養費総額で見ると「**3,985億円**（前年度比−2.5%）」と下がっているのが確認できる。さらに翌年の平成25年では「**3,855億円**（前年度比−3.2%）」、そして平成26年には改定率「+0.68%」とプラス改定しておきながら、それが反映される筈の翌年の平成27年の療養費総額は更に減り「**3,789億円**（前年度比−0.9%）」と、**柔整療養費は平成24年以降の4年間を合計すると296億円も減っている。**さらに平成19年から最新データとなる平成27年までの**「日整全体」の数値を見る限りでは、9年間連続で合計約400億円もの減少となっている**のが現実だ。その間の改定率は平成22年と24年のゼロ改定（0.0%）以外はすべてプラス改定となっていながら、その結果となる柔整療養費はこれ程大きなマイナスとなっているのだ。料金改定時の改定率はいったい何を想定して算出しているものか分からない程、想定と結果とがかけ離れたものとなっているのがご覧頂けると思う。

実は、改定時に示される**改定率**は、先ずは厚労省が独自データを元に影響値を算出して出された仮の増減額を財務省が示す方向性等と照らし合わせ、一般人には到底理解できない複雑怪奇な細かな計算を元に算出されるもので、現場の声として「この項目をもう少し加算して欲しい」といった個別内容の要望をどれだけ出しても、最終的な比率案分自体の査定には業界側の意見がどう反映されているのかは判らないシロモノなのだ。どの項目をどれだけ動かすとどれだけの影響があるという公式らしきものが厚労省にはあるようだが、そこで示された数値が目標改定値と合致するように微調整をしていくのが通常のやり方である。そして、冒頭で示した通り、最終的な改定率は医科の約半分が一つの目安となっている訳だ。

しかし、柔整業界の実質的な動向は間違いなく限りなく下落傾向だ。その原因が単純に「料金改定の改定率」にある訳ではないことは分かっているが、もうこれ以上厚労省や財務省の示す「数値」だけに気をとられてはならないように思う。改定率がどうであろうが、実質、我々にはどれだけの影響があったのかというデータを予め自ら算出して持ち、その数値を裏付けとして交渉の場で示す必要がある。もう、厚労省が示したデータを基に交渉しても意味など無い。

【表1】

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
医　科	0.42%	1.74%	1.55%	0.82%	0.56%	0.63%
柔　整	0.21%	0.0%	0.0%	0.68%	0.28%	0.32%

※平成26年は消費税引き上げに伴う改定

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
柔整療養費	3, 370億	3, 493億	3, 630億	3, 830億	3, 933億	4, 023億	4, 068億	4, 085億	3, 985億	3, 855億	3, 825億	3, 789億
前年比		+123億 3.6%	+137億 3.9%	+200億 5.5%	+103億 2.7%	+90億 2.3%	+45億 1.1%	+17億 0.4%	-100億 -2.5%	-130億 -3.2%	-30億 -0.8%	-36億 -0.9%
公益社団	1730.3億	1776.5億	1782.8億	1774.1億	1769.4億	1755.4億	1,699.8億	1,649.3億	1,533.5億	1,444.7億	1,411.3億	1,375.0億
前年比		+46.2億 2.7%	+6.3億 0.4%	-8.7億 -0.5%	-4.7億 -0.3%	-14.0億 -0.8%	-55.6億 -3.2%	-50.4億 -3.0%	-115.8億 -7.0%	-88.8億 -5.8%	-33.4億 -2.3%	-36.3億 -2.6%
個 人	1639.7億	1716.5億	1847.2億	2055.9億	2163.6億	2267.6億	2,368.2億	2,435.7億	2,451.5億	2,410.3億	2,413.7億	2,414億
前年比		+76.8億 4.7%	+130.7億 7.6%	+208.7億 11.3%	+107.7億 5.2%	+104.0億 4.8%	+100.6億 4.4%	+67.5億 2.9%	+15.8億 0.6%	-41.2億 -1.7%	+3.4億 0.1%	+0.3億 0.01%

【§ 2】既に見えてきている 柔整の次世代型“危機”って何？

昨年４月に『**制度改革**』として「**施術管理者の要件強化**」や「**審査会の権限強化**」、『**教育改革**』としては「**カリキュラムの変更**」等が始まったばかりの柔整業界ではあるが、既に**次世代型の“危機”**が見え始めている。実行段階に移った“**平成の大改革**”が、己の利益を最優先し柔整業界内を真っ黒な煙を出しながら突っ走り続けて来た輩への対応策であったことは周知の通りだが、その効果が早くも出始め、そうした者達がこの二つの改革による強烈な痛みを感じ始めているようだ。

彼らは、兎に角、己の利益の増減については驚くほど敏感だ。そして、誰よりも早く国や行政の進める政策やその方向性を読み取り、自分の方へ風を取り込んでいく。医療人としての志や行為の善し悪しは別だが、利益を得るための「決断と実行」は誰よりも早く、お金の臭いを嗅ぎ分けることだけには「長けた者」であることは間違いない。住民の健康や身体に関する「医療」以外の分野で、単に利益を追求する企業家としてなら許されるのかも知れないが、国民のための社会保障費が膨らみ続ける今の日本社会にあっては、国民の税を有効に循環させる必要性からも、「公金」をそれら一部の強欲な者の利益に換える訳にはいかない。

我々、公益社団会員は「**地域住民のため（公益）**」という最大の目的を持っているため、利益という「結果」よりもその「過程」や「意義」を重視する。そのため、常に利益のみを最優先し追求する者たちに遅れをとってしまうことが多い。

その良い例が、昭和63年の「**個人契約**」と平成10年の「**養成校新設許可**」であったと思う。当時の日整執行者が考えていた結論を遙かに跳び越えて、「利益を優先させる者達」は、あまりにも露骨にその思いを実行し、利益を追い続けてきた。規則に準じているのかや、請求内容の真実性さえをも完全に無視した利益追求のためだけの柔整制度の悪用だ。

その結果、三度目の“危機”が今、柔整業界を襲っている訳だ。そして、30年前から柔整業界に押し寄せた「**個人契約**」や「**養成校新設許可**」といった直接的な事案とは異なるが、いま我々が毎日、新聞やテレビで目にしている様々な事案の中にも、実は今後柔整業界を更なる危機へと落としかねない問題が見えてきている。そこで先ず、そうした幾つかの問題を、30年後の柔整業界の安全のためにも確認しておきたいと思う。

●「入国管理法」の改正による海外人材の流入がもたらすもの…

「**入国管理法の改正**」という項目が柔整業界の危機に繋がるということ自体に、あまりピンと来ない人も多いだろうが、実は、柔整業界の次世代型の危機は、どうやらこの辺りから発芽する可能性が高い。

しかし、理解できないことを理由に「自分には関係ない」と、このままこの事案を見過ごして放置すれば、数年後には第二の「個人契約」や「養成校解禁問題」に発展しかねないと思われる程、ここはかなり危険なエリアなのだ。遙か後になってから「知らなかった」では済まされない、正に“**柔整の周辺事態**”が今始まろうとしている。

先ず、この件についての基本的な説明をしておく。そもそも、日本人の労働力が減少した理由は、15歳から64歳までの「生産年齢人口」が減少したことに加え、「出生率」が1.43程度まで低下してしまったためだ。

今回改正された「入国管理法」で問題となっていることを分かりやすく言えば、現在日本社会で実際に起きている人手不足の解消のために「不足分を外国人で補う」ということである。ただし、無条件で労働者を迎え入れるというのではない。受け入れを拡大する外国人は「単純労働者」としてでは無く、指定した**特定技能**を有する者を対象として、労働するのは建設業・介護職・農業・宿泊業・自動車整備業・漁業や外食産業等の指定された14の業種に限られている。

しかし、基本的に「単純労働」は含まれないと定義してはいるものの、実際にどこまでが「特定技能職」なのかの線引きが極めて難しいのが現状だ。というのは、どの職種にどれだけの人材を海外から入れるのかといった詳細な内容については「本法案成立後に決める」と、後付けの方向性が堂々と示されていたため、国会論争に於いても野党側からは「移民政策ではないのか」や「制度設計するためにも詳細部分を議論をする必要がある」といった意見が出されたのも事実である。

また、海外からは長く「移民を受け入れない日本」という厳しい指摘を受け続け、昨年末に国連で採択された移民政策への協力との関係性が全くないとは言えないのかも知れない。であれば尚更のこと、実

際に外国人労働者を受け入れる際には、社会保障や労働条件等をどうするのか等をはじめ、日本社会の中で仕事をする限り、日本人との円滑なコミュニケーションが取れるよう日本語の教育が重要となることも見えてきている。

さて、こうした「入管法改正」が我が柔整業界にどう関係するのかという点に話題を戻す。介護職を中心に海外の労働者を日本国内に迎え入れるという方向性自体は何の問題も無い。日本人による介護職の定着率が低い環境に於いては、むしろ進んで外国人労働者を迎え入れるべきではないかとさえ思う。

しかし、その対象が「特定技能職」という色を付けた者だけに限定していることや、更には日本語を使えるようにするための日本語学校の必要性という流れが、今後の柔整業界に関係が出てくることになると予測されているのだ。いや、そこに新たな活路を見い出そうとする輩が既に動き始めていると言った方が正しいのかも知れない。

実はこの話しの根底には、昨年４月に実施となった教育改革「**養成校のカリキュラム改正**」が絡んでいると考えられるのだ。というのも、今回、柔道整復養成校の履修単位と時間が大幅に拡大されたことで、これまで１日に「午前・午後・夜間」という３クラスに目一杯の学生を詰め込んでカリキュラムを組んでいた養成校では、それぞれの学生の授業数及び授業時間が増えることで、割り当てるコマ数が増え、それを１日の中で賄いきれなくなった養成校も実際に出ている。

この部分については、本誌「コンパス」42号（前号）の『柔整国試譚』（P.25～32）という毎年の国家試験の結果とそこから見えてくる業界の現状を考察する企画記事の中で、実際に一日に３クラス設定していた養成校が夜間クラスの募集を停止したり、来年度（今年４月）からの募集定員を削減、または今後の募集自体を停止する養成校が増加したのを確認している。実際に募集停止等を決定した真の理由は学校ごとの都合もあって定かではないが、今回の教育改革によるカリキュラムの改正による「単位数の大幅増加」と「実技重視」、「新項目等の追加」等が影響したと見ても強(あなが)ち間違いとは言えないように思う。

そして、今回の入管法の改正は、カリキュラムの改正によってクラス数を減らさざるを得なかった養成校にとっては正に“**渡りに船**”であり、不足した学生数分の施設を「日本語学校」として組み替えて外国人の受け入れを早くも開始したところさえあるようなのだ。

さらに、今回の入管法改正によって、日本語学校を卒業した外国人を対象として、３～５年ごとの更新を繰り返すか、その先にちらつく永住のような形で日本での労働環境の確保を望む外国人に対し、現時点では**特定技能職**となるのか否かは不明だが、改正された入管法を後ろ盾に「柔道整復師」という国家資格の取得を目指させ、日本人の就学者人口減少への対応さえも合わせた動きが既に始まっているということだ。

もしかすると、悪意のある輩にとっては、特定技能職であるか否かは既に問題ではないのかも知れない。というのは、現時点で留学生として来日する多くの外国人は、それぞれの国を出国する時点で留学する学校への入学金等を前払いするために高額の「借金」をさせられており、その返済のために強制的に企業での労働を科せられている者が多い状態もある。

さらには技能実習生は、定められた職種の技能取得のために来日するため、労働条件が過酷であっても職種や企業を他に選択して変更することすら許されず、毎年アメリカからは「人権無視の強制労働だ！」との厳しい批判を受けている始末である。

そして、留学生の多くが途中から学校を辞めて行方不明になるケースが多く報告されているのは、借金返済のために少しでも賃金単価の高い首都圏へと移動して労働をしているという裏事情すらあるようだ。ここには、まるで人身売買をするかのようなブローカーの存在も既に報告され問題視されている。

話しを戻すが、現在、柔整養成校に通う学生の**約６割が奨学金**を受けており、卒業と同時にその**返済**を義務付けられるという構図がある。先のパターンとどこか似ていないだろうか。さらには、日本語学校への留学とその先に特定技能職をちらつかせて、さらに柔整養成校へと導く新たな儲けの手口を考えている業者と、今から30年程前に柔整業界で「**個人契約**」と「**養成校の新設**」が許された際に、狡猾に蠢(うごめ)いた請求代行業者の存在が重なって見えるのは我が広報・情報管理部だけだろうか。

もちろん、今回の養成校のカリキュラム改正決定については、どこからかの強圧的な外力が働いた訳ではなく、公益社団法人全国柔道整復学校協会（以降「学校協会」）自身が「週３日で国家資格が取れる」といった明らかにルールを悪用する養成校が出現した事案をはじめとする幾つかの問題解決のために自ら提起し、業界団体である日整にも協力依頼をして、厚労省内に検討の場を設け、時間を掛けて改正を決定したのである。当然のことだが、その内容自体には学校協会も了解・賛同している。

つまり、開業柔道整復師の業界内で起こっているのと同様に「学校協会」に所属することも、業界全体の方向性を考え共に行動することもなく、自校の利益のみを最優先させてしまう養成校が増え、その莫大な利益を資金源としてあまりに身勝手な動きをすることに対して、学校協会が自ら改革を進めるための動きをしたものだと言ってもよいと思う。

そして、学校協会側からすれば今回のカリキュラムの改正は、「良質な学生を出すことで、柔整業界の将来を下支えする」という際立って純粋なまでの自浄努力だった訳だ。さらには、アウトサイダー的な養成校を何とかまっとうに管理し、教育環境を向上させたい学校協会の願いによってカリキュラムが改正に漕ぎ着けたのは紛れもない事実であった。そして、その目的は見事に成功し、痛みを感じた者達が柔整業界からの撤退を始めたと思えたのだが、何と更なる逆襲の方法を編み出してきたということのようだ。

また、このカリキュラム改正による実際の影響（募集定員の減少やクラスの削減）としての**地殻変動**は、既に見てきた通り予想以上に大きな断層を作り、利益追求最優先の養成校だけでなく、昭和63年以前の14校時代から続く歴史ある既存校にも少なからずその余波が押し寄せている。

養成校が自ら柔整師資質向上のために決めた「カリキュラム変更」について、その痛みに耐えかね空いたクラスを別学校として拓き、そこに外国人が溢れ、地殻変動した柔整業界に対し、そうした者達が地滑り的に柔整養成校へとスライドしたら、やがて柔道整復師の資格を持つのは海外から来た労働者ばかりになってしまうことすら有り得るかも知れない。そうなってしまっては、**日本の伝統医療としての誇り**も何もあったものではない。

政府は昨年中に少々強引気味にこの法案を通したが、その詳細内容については今後暫くの間はハッキリとは見えない状況が続く可能性もある。何かが見えてきた時には、既に何も手が出せないような決定になっていないように最新の情報を得るアンテナを張り、動向を逃さずにその先にある“未来の危機”を見据えておかねばならない。この「入国管理法」自体が目指すものと、我が柔整業界に与える影響部分とは直接的な繋がりがある意図的なものではないが、「風が吹けば…」的に玉突き現象で影響が出る可能性は否定できない。あくまでも現段階ではまだ明確な危機とは言えないだけに、杞憂に終わってくれることを望んでいる。

●カード支払いの方向性

政府は今年10月に予定されている10%への消費税増税対策として、キャッシュレス化の方向性を推進し、クレジット・カード決済による**ポイント還元を奨励する**制度に**2,798億円**の予算を組んだ。これは、現金の使用よりもカード決済の方が「お金を使った感覚が低い」という調査結果に基づいて、国民に少しでも多くのお金を使って貰おうとする景気高揚策の一つであることは間違いない。さらにメディアは諸外国でのカード決済率が高い国から順に列挙して報道し、順位が劣ることを嫌う日本人気質をくすぐり、国民意識をキャッシュレス化へ誘導する狙いがあるかのようにも勘ぐれる程だ。

本来は、買い物した額に応じた「ポイント還元」というのは、「通貨」としてキャッシュバックされるのではなく、各クレジット会社が独自の「サービス・ポイント」を設定し、使用金額に応じてポイントを配布することで、次の買い物の際に買い物額からポイント分を割引に使用できる仕組みであり、「通貨」として使用できるというものではない。また、ポイントの使用範囲も同一のクレジット・グループ内に限定することで国が発行する「通貨」との区分けがされている。

しかし、最近ではJRの「**Suica**（スイカ）」や地下鉄や私鉄系の「**PASMO**（パスモ）」を始め、デパート及びスーパー、各コンビニエンス・ストア等の大手流通業社自体がつくる「ポイントカード」にもクレジット機能が組み込まれていたり、それぞれが使用できるエリアを中小企業や小売店を巻き込む形で拡大しており、さらに別のグループ同士でのポイント変換・交換さえもが自由にできる状況となってきている。無利息時代の現在では銀行に預けても利息は付かないが、買い物をすればポイント分が得になるということでキャッシュレス化に拍車が掛かっているのも事実である。

しかし、この方向性というのは柔整業界にも歓迎されるべき仕組みであるのかについては些かの疑問がある。というのは、既に個人契約者の一部ではカード決済を始めている接骨院も出ているが、それは「自費施術分や物品販売」についてのあくまでも小売販売としてのクレジット扱いである。慌ててこれに後れをとるなと業界全体でこの方向へ一気に舵を切れば、より多くの決済をすることでポイント還元が高まり、得をするのは「慰安を行っている一部の業者」とそこを利用する「利用者（敢えて“患者”とは記さない）」ばかりとなるのではないかとの不安があるからだ。

仮に、柔整療養費自体の決済をカードで認める方向性となった場合を想像しても、自費で施術を行う者達の中には相変わらず「チケット販売」を続けている者が多くいるのは事実であり、それが許され続けてしまうのであれば、「チケット」の販売分までも含めてポイント化する自費中心の者達のポイント還元率は、柔整療養費のみをカード決済する真面目な柔道整復師とでは大差がある。また、保険で禁止されている患者への利益誘導に当る可能性もあり、大いに疑問が残る。

現在は、一部の大病院等では医療費自体のクレジット決済が認められているところもあるが、歯科等ではやはり「自費分のみ」がカード決済で許されている。将来を見据えて、どのような対応をすべきかについては既に日整政策部が模索し始めているが、柔整療養費を扱う上でプラスとできるのか、逆に自費のみの施術者達の後押しをする結果となってしまうのか、慎重に見極める必要がある。

●他資格者との競合と連携

例えば「はり灸」等は、独自開業権を持ち、療養費を扱うことで大きく分ければ我々柔道整復師と同じジャンルに属す。しかし、PT（理学療法士）等の医師の指示の元でのみ独自のスキルを発揮できる職種では、単独で開業することはできない。

ところが、医療のみならず介護分野でも人手不足となっている看護師については、注射や点滴等の一部の医療行為について“医師からの指示を受けずに行える”方向への検討が進んでいる。これは医師の負担軽減という視点で認められる方向性にあるが、逆に、医師の指示が無ければ何事もできなかった資格者側からの視点では、医師のヒエラルキーから出たエリアが作られることになり、言わば独自権能の強化ということになる訳だ。

こうした流れに刺激を受けているのが、PT である。看護師と同様に医師の指示無くしては成立しない職種であるが故に、これまで病院で勤務する以外の勤務体系は殆ど無いといっても過言ではなかった。しかし、介護人口が急増し、訪問リハが許されるようになったことで、我々柔整師のように独自開業し、地域で機能訓練を行える業種への移行を目指しているようなのだ。彼らの団体の平均年齢は柔整と比べて約 20 歳ほども若いため活動もかなり積極的で、自らの業界から国会議員を出して目的を達成するための取り組みも精力的に進めているほどだ。

そして、彼らはどちらかといえば介護状態となって障害が生じた部分についてのリハビリによって症状改善や社会復帰を目指すところが主な活躍の場であり、彼らは「外傷」を扱うことはできない。しかし、「外傷によって損傷した運動器の改善」は当然守備範囲であり、将来的に彼らが目指すところと我々柔道整復師の業界が交差していることも間違いない。

一方で、介護予防分野に於いて「機能訓練指導員」という名称が必要なのは我々柔道整復師やあ・は・き師のみで、看護師や PT はその資格自体で参入が既にできている。それは、逆に「医師のヒエラルキーの傘下にある」ことで彼らには介護エリアでの活動が認められていると言っても良い。

ところが、柔道整復師としては「介護予防」分野での活躍の場を「地域包括ケアシステム」に求めようとすれば、「柔道整復師」という名称だけではなく「機能訓練指導員」という名称が必要になってしまう。

そこで、医師会の理解と協力を得た上で、柔道整復師単独では無く「**他職種連携**」をするために看護師や PT に加え、あ・は・き師等がまとまって「機能訓練指導員協会（仮称）」を設立し、各職種ごとにバラツキのある認定講習会等を一本化し、現時点よりもさらに質の高い、例えば“上級機能訓練指導員”というような仕組みを創り、その上で役割分担をしていければと考えており、日整では三橋総務部長を中心に既に活動趣旨をご理解いただけるよう各関係職種の団体への働き掛けを積極的に行っている。

そうした連携が実現できれば、我々柔道整復は特に会員ごとの個別施術所と公益社団の組織ネットワークを持つことが最大の強みとなるだろう。それによって、行政も特別な施設や専門人員を確保するというインフラ部分を用意する必要はなくなる。

そして「外傷」からの日常生活への復帰に我々柔道整復の技術が役立てられる上に、介護にならないように事前に行う運動器への対応を「予防」への技術として応用が可能となるのだ。

【§ 3】平成の大改革を見直す

●改革の“果実”が熟すまで…

さて、一刻も早く“**改革の果実**”が欲しい会員にとって、平成30年4月に実施された「**平成の大改革**」が、今後どのように我々会員の現場に浸透していくのかが気になるところである。改革開始後に見えてきた部分を踏まえ、その辺りをもう少し詳しく解説しておきたいと思う。

先ず、ほんの数年前まで「協定の見直し」や「カリキュラムの大幅見直し」を含む大改革など柔整業界の誰もが不可能と考えていたのは紛れもない事実だろう。そして、さらには個人契約柔整師の請求代行業者達の多くも「そんなことなど不可能だ！」と自らの利権を揺るがす改革など絶対に実行される筈はないと高を括っていたに違いない。

しかし、結果が出た今は誰もがハッキリと言える。「受領委任協定の見直し」が決定され、実行された、と。実際の構想からは実に約20年の歳月が掛かってはいるが、我々はその間に自らこの「夢」を描き、周りの者からは馬鹿にされ罵(ののし)られても、一切妥協をせず、決して諦めることもなく、ただその実現に向けての方法を編んで来たのだ。もう一度言う。

『**柔道整復療養費の受領委任協定は見直された！**』

そして、その決定時には学生の総カリキュラムを大幅に増やし、実技を重視し、資格を得ようとする学生の資質を大幅に高める**「教育改革」**をも同時に実現させた。そして、既資格取得者だけでなく、将来開業する学生までを改革対象者に組み込んだのだ。

さらに、国家資格取得後の「卒後臨床実習」に代わる「**3年間の実務経験**」と「**2日間16時間の研修受講**」を義務付け、受領委任を扱うための「**施術管理者の要件強化**」の実現までもパッケージにすることに成功した。

そして、さらにもう一つ。開業し施術管理者となって受領委任請求可能な状態になっても、そこで不正な請求を行う者を確実に探し当て、適正化するための「**審査会の権限強化**」までもが今回の大改革にはすべて盛り込まれている。

最終的に、この内容が何一つ削られること無くそのまま『**国（厚労省）が決定**』し、平成30年4月から実行されたのだ。とはいえ、当然だが「実行」となったら何もかもが瞬時に変わる訳ではない。今後は、この「協定」自体を締結している各『都道府県』レベルでその内容を確実に実行に移していかなければ何の意味も無い。そのことは既に誰もが理解している通りである。

さて、「改革」の内容がそれぞれの施術所に確実に影響を及ぼす、要するに「実感できる」までにはいったいどれほどの段階があるのだろうか？それには大凡(おおよそ)五段階のステップがある。

先ず、**一段階目**は【「改革」の**原案創作期**】。そして**二段階目**は、「改革」を実働させるための【**国との協議期**】となるが、ここまでがようやく完了した。続いての**三段階目**は【都道府県での「改革」の**実行期**】となる。これが正に“今”だ。つまり、二段階目まで進んだ「新・協定」を各都道府県社団がそれぞれの地域で確実に実働させられるか否かという段階である。

ここまで非常に長い歳月が掛かったが、既に改革の“形”が示されている。あとは各地域で決まった通りに進めれば良いだけだ。そして、それぞれの地域で結果が出始める**四段階目**の【「改革」**実働期**】を迎え、その後に最終段階となる五段階目の「**改革の“実”**」を会員が実感できる【「改革」**完成期**】がやってくるのだ。第三段階から第五段階までは、動き出せば確実に加速することが予測できる。では、各段階について、もう少し詳しく書いておこう。

1 一段階目の【**「改革」の原案創作期**】については、実は相当以前から動いていた。そのことが、当広報誌「コンパス」10号（平成19年）の「**個人契約柔整師の増殖率**」まで遡ると確認できる。昭和63年の「個人契約」と平成10年の「養成校新設解禁」から9年後の辺りだ。そして、日本中に「新自由主義」「至上経済主義」が吹き上がり、柔整業界にまで蔓延(はびこ)り始めた時期である。興味ある会員は読み返して欲しい。

そして、平成21年の「**事業仕分け**」では、ついに“国会”で柔整療養費の伸び率が問題視されるに至った。この際に提示されたデータの集計と提示方法には明らかに“柔整拡大を阻止すべき”といた意図的な“**誇大表現**”があったことを当広報誌が指摘し、後に厚労省によって5年分遡(さかのぼ)っての修正が加えられ、“柔整療養費が国民医療費の伸び率を超える異常なまでの延び”など無いことが確認された。

しかし、こうした政治的なパフォーマンスに柔整業界が“されるがまま”の受け身でいたのでは業界の崩壊にも繋がりかねない現実を突き付けられ、“**誰かがやる**”のではなく、**柔道整復師の一人ひとりがやらねばならない**こととして噛みしめることになった。その対応として、柔整業界の中の“守るべきものは守り、改善しなければならないものは改善する”ために、工藤日整副会長・都柔整会長（当時）の指揮の下、都柔整内にプロジェクトチームが編成され【「改革」の原案の創作】に取り掛かった訳である。

しかし、仕上げられた原案を基に日整が実際に動き出すには、当時の工藤当会会長が日整会長に就任するまで待たなければならなかった。つまり、改革の意義と意味とが伝わり全国社団に浸透するには約３年もの歳月が必要であった訳だ。この遅れは、今となっては取り返しのつかない問題だったと誰もが認識できていると思うが、「**業界の巨人（日整）の動きは鈍い**」と言われる証左であろう。しかし、柔整業界の改革はその後一気に動き始めることになる。

2 二段階目の**【「国」との協議期】**については、平成 24 年に柔整療養費から不正をなくす為に設置された「柔整療養費検討専門委員会」（以降「専門委員会」）に於いて、日整工藤会長の指揮の下、当時日整保険部長であり現 日整総務部長・現当会 三橋副会長を中心とした日整執行部が「専門委員会」の委員となって参加し、裏付けデータを示しながら過去には行なわれたことがないほど執拗に関係機関との協議交渉を重ね、「受領委任協定の見直し」について「日整原案」を最終的な「国の決定事項」にするまでに至ったのである。

文字にすれば僅か数行で済むが、ここで行なわれた実際の交渉は、僅かな表現一つを巡っても繰り返す波のように寄せては引き、押しては戻され、行ったり来たりを何度も繰り返し、専門家による解釈方法や意見を参考にして、最終案へまとめ上げるまでに数ヶ月を費やす程のエネルギーを要するものであった。そして一切の妥協と諦めることなく決着点まで到達させたのだ。一般会員が目にする事の無いこうした地道な作業によって、今回の改革は完成できたことを改めて認識して欲しい。一部の個人契約者や野党議員が、決着がついた内容を把握してから、まるで自分が実現させたかのようなアピールをしているが、彼らはそうする事で自分の利益を増やしたり票を得たりしている。しかし、実際の交渉のテーブルにその人達の影も形もなかったことは、冷静に考えれば誰でも分かることだ。

3 さて、三段階目の**【都道府県での「改革」の実行期】**は、正に「国が決定したこと」を実行する段階になる訳だが、実は 47 都道府県ごとで実行の「**時期**」や「**方法**」が、それぞれで多少の差異が出てくることになるだろう。だからこそ、如何に早く確実に実行していけるのかが最も重要になる。つまり、「決定」と「実行」とは別物だということだ。

そして、ここにきてもまだ都道府県社団執行部が「きっと誰かがやってくれる」と“他人任せ”の悪癖を続けるようであれば、残念ながらその地域では『**会員に“実りの果実”が届く日**』は、さらに遅れることになるのは間違いない。会員は所属社団の執行部の動きを凝視していて欲しいと思う。

そして、専門委員会の決定を受け、国の「**審査会権限強化**」の実施決定が確実となった昨年３月 28 日の段階で、全国に先駆けて東京の「柔整の公的審査会・国保審査会」に於いて“疑義接骨院の面談”が実行された。それは、この改革実施に向け数年前から「審査会」自身が面談実施の必要性を何度も話し合い、実施に向けた取り組みが積極的に進められてきたからこそ実行できたものだ。審査会全体で“何としてでも「公的審査会」で「疑義接骨院の面談」を実行する”という強い意志を予め確立できていた下地が重要だったといえる。それが、東京の国保審査会が昨年３月に面接懇談を実施できた一番の理由である。そして、そこには『誰かが何かをしてくれるまで待っているのではなく、自らが動いて変える』しかないことが示されている。

昨年の 12 月 17 日付で厚労省保険局医療課から「柔整審査会における柔道整復師への面接確認について」と公的審査会での面談実施を促す事務連絡が発せられ、各都道府県での実施を早める方向性が見えているが、その改革実現の速度には必ず差が出てくるだろう。

4 その先の四段階目**【「改革」実働期】**で面談を繰り返すことで、疑義のある請求を続ける接骨院と施術管理者が確実に減り、保険者による「二次点検」の必要性が限りなく少なくなる。

5 そして、その後にいよいよ最終段階となる五段階目の「**改革**」**の“実”を会員が実感できる**【「改革」完成期】がやってくるのだ。

平成 19 年から平成 30 年までの 12 年間の年月を掛けて、ようやくここまで辿り着いた「受領委任協定の見直し」の長い道程を鑑みた上で、“今”47 都道府県で「改革」を“自ら”動かす時期に来ているということを是非ご理解いただきたいと思う。今迎えている三段階目で確実に動き出さなければ四段階目も五段階目の改革も“実り”を得ることはできない。

● 業界の“畑”を耕す改革…

さて、「制度改革」のもう1つの施策である「**施術管理者の要件強化**」も既に実施されており、昨年4月1日以降に接骨院で新たに受領委任を取扱う場合には「**実務経験**」+「**柔道整復師施術管理者研修**（以降、「研修」）」が必須となっている。こうした決定の背景には、次世代を担う「柔整師の資質向上の仕組み作り」を夢み、何としても「卒後臨床研修制度」を作りたかった柔整業界の強い願いがあったことは間違いない。今回の施策決定がもっと早期に実現していれば、「経済至上主義」の業界内侵入や柔整業界のカオス化 は防げていたかも知れない。

何れにしても今回の「実務経験」が決定したことによって、柔整師として「受領委任を取扱う」ことを可能にするには、これまでの国家資格取得までの「教育期間（3年間）」に加え、「実務経験期間（3年間）」を加算し、少なくとも**6年間**が必要となった（実務経験は1年間からの段階実施で2025年4月以降は3年間）。

このことは、「診療に従事しようとする医師は、（国家資格取得後）2年間以上の**臨床研修**を受けなければならない」とされている『医師』の**臨床研修制度**のように、「教育期間（6年間）」に「臨床研修期間（2年間）」を必修化した医師の**8年間**という形に、柔整の将来の教育期間を4年制や6年制へと高めていく方向性をも含め、僅かに近づけられたと言えるのかも知れない。

しかし、医師の場合は「国家資格取得の条件とした**実地修練制度**（インターン制度／昭和21年～）」の時代を経て、臨床研修期間2年を努力目標（昭和46年～）から現在の必修化（平成16年～）を実現させている。これは、「病気を診るが、人は診ない」と酷評された過去への反省から専門科や出身大学等に偏った研修を改め、幅広い診療能力の習得を目指す**総合診療方式**（スーパーローテイト）による研修の実現に加えて「研修内容や達成度合い等を評価する充実した仕組み」を導入し、医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力の向上、研修に専念できる環境整備等を基本的な考え方に据えて、約58年間もの時間を掛けて熟成構築させた制度である。

今回の柔整の制度改革では、「受領委任取扱いできる要件」としての位置付けが強く、資格取得条件や単独で診療するために必須とした医科に比べ、柔整では『柔道整復師としての人格涵養や施術能力向上及びそれを評価する仕組み』までを組み込めていない未熟さが残った。とは言え、医科の約半分の30年で到達した今回の改革は、柔道整復師自身を実りの果実とするなら、それを育てる**“畑”を耕す**作業と言えるだろう。

● “合わせ技”で一本！

さて、「**施術管理者の要件強化**」の「**実務経験**」だけでは実現できなかった、本来「柔道整復師」という資格自体に持たせるべき医療に携わる者としての人格涵養や施術能力向上及びそれを評価する仕組み等について、これまでの柔整の常套手段の“先送り”を今回はしていない。そして、大技一つで“**一本**”がとれないなら、いくつもの小技で“**技あり**”や“**有効**”を重ねるという方法を採れるようにしたのだ。

つまり、本来なら「医師」の場合と同様に、柔道整復師という国家資格取得時点、或いはその直後の数年間の臨床研修制度によって、施術者としての人格形成や施術能力向上、その評価システムというのが厳格に作られるべきだが、医師のように「卒後臨床研修制度」を柔整業界に構築することを、これまで厚労省は拒否し続けてきた。その真の理由はわからないが想像できなくもない。

その壁を破って臨床研修制度を構築するために、柔整業界では日整と学校協会で資金を出し合って現在の「公益財団法人柔道整復研修試験財団（以降「**試験財団**」）」の設立を24年もの歳月を掛けて実現させている。そこで柔整業界が独自に「卒後臨床研修制度」を開始させたのだが、結局のところは受講の有無によって何らかの強制力を設定できないままとなっていた。

A 今回は「受領委任請求をする」場合に特化する形で「施術管理者の要件強化」を実現させ、その中に「**実務経験**」を盛り込んだ。これは「臨床研修期間の設定」とほぼ同等のものになるとはいえ、受領委任を取り扱わない勤務柔道整復師に限れば、この縛りから逃れることが可能だ。

要するに、この「施術管理者の要件強化」だけでは確実に“一本”がとれない。

B そこで、今回の「制度改革」と同時に進められ同じく昨年4月から実行された「**教育改革**」が“**合わせ技**”となっている。

本来、国家資格を取得する前の段階（学生）で履修すべき「実技・実習」が軽んじられ、国家試験取得を目指す“予備校”のような養成校が出現し増加傾向にあったことから、ここを重点的に強化し校外への外部実習を含めた「**臨床実習**」が最大で12倍まで増やされたのである。

この「教育改革」に盛り込まれた「実習重視」こそ、正に柔道整復術を後生に正しく伝えるための最も基本ベースとなる。

要するに、資格**取得の前3年**を「教育改革」とし

て学生を対象に“**養成校のカリキュラムの見直し**”が行われ、“柔整の学問的充実”と“臨床実習重視”が進められた。

そして、資格**取得後の３年**を「制度改革」として、接骨院を開業する者、又はこれから開業する者の内、健康保険を使用する者を対象にとして“**受領委任の協定及び契約の見直し**”が行なわれ、“実務経験”と“研修受講”が必修化された。

これによって、日整と学校協会が互いに協力し合って“改革の両輪”を実践してみせ、その完成に「**6年**」を要するものとして仕上げた訳だ。

C ところで、実は“合わせ技”はこれだけではない。話を「**施術管理者の要件強化**」に戻すが、これには「**実務経験**」の他に『**2日間・16時間の「研修」**』の受講が義務付けられている。

繰り返すが、「施術管理者」とは柔道整復師の資格そのものとイコールではない。本来は、施術所内の勤務者を含めた施術管理を行う者という意味で、受領委任を使って保険請求をする際には、必ず一施術所に一人は必要となる資格である。言い換えれば、保険請求をする接骨院に施術管理者は必ず一人いることになる訳だが、これまで何故か定期的に施術管理者を交代させる接骨院が多く見られてきた。その理由を考えて見る。例えば、開設者である柔道整復師本人が自分の接骨院で保険請求をする限り、施術管理者を他の者に入れ替える必要はない。わざわざ定期的に入れ替えるのには、接骨院の開設者とは別の者が施術管理者を勤めるような「雇われ院長」を必要とする場合で、勤務者の国家資格を利用して受領委任請求を行なっている場合であろう。しかも定期的に交代するのは、勤務者が入れ替わる際に登録し直す場合だけでなく、疑義請求の責任追及を逃れるために「施術管理者交代」を故意に繰り返している可能性も疑われる。このように、今まで施術管理者を“コロコロ交代”していた輩にとって、この「研修」はかなり面倒なものになっているようなのだ。というのも、これまでならただ登録をし直せば簡単に済んでいたことが、昨年４月以降は新たに登録する施術管理者は“交代”を実行する以前にこの「研修」の受講を済ませておかなければならないことになったからだ。

D さらに、用意周到に“合わせ技”はもう一つ用意されている。それは「制度改革」のもう一つの柱で、前項（P.16）でも触れた「**審査会権限強化**」である。学生時代に新たな分野や実習を盛り込んだ新カリキュラムで、知識と技術の下地作りの３年間の学生時期を踏まえ、資格取得後に受領委任を可能とするために「**3年の実務経験**」と「**2日間の研修**」を経て、最低６年間で受領委任請求ができる環境が整ったとしても、そこまでに得た知識等を活かした日々の施術行為を正しく請求行為に反映できるかどうかを問う最終的な仕上げの部分となる。

そして、**この項目には期間設定はない**。請求をする限り「正しい請求」が行なわれているか否かが審査され続けていくことになり、そこに**終わりはない**。

以上見てきた通り、今回の「柔整業界改革」は受領委任制度開始から相当な時間が経過し、時代背景も変わったことで**弛んだ現状の仕組み**のあちらこちらに、確実に効果の出る**補正対策**を盛り込んだものとなっていて、“**合わせ技**”**で一本をとる**ことができるものだ。

これは、システムの老朽化や弛みに付け込んで業界とその仕組みを悪用してきた輩にとっては、相当に「痛み」の伴う改革であることは間違いない。事実、業界に巣食う悪しき輩達が急激に“右往左往”し始めている様子が既に見えてきている。そこで、次項ではその様子についても見てみたいと思う。

【§ 4】改革の影響

《『地殻変動』が始まった》

「柔整業界改革」の柱の一つ「教育改革」に於いて、「実技重視」のカリキュラム変更が実施された最大の目的は“柔整の施術技術の修得”だけでなく、養成校の学生のうちから「正しい柔整」と「正しくない柔整」の判別をできる能力を養うために、学生を養成校の外に出して実際の患者と接して実施される“臨床(地)実習”の実施にあったと言っても過言ではない。

先ずは、この“**臨地実習**”について考察する。

●「臨床実習」の理想と現実 / 教育改革

新カリキュラムの“臨床実習”は【4 単位・180 時間】と決定した。そして、その内訳については『「臨床実習」として養成校附属接骨院で 1 単位・45 時間 、「臨地実習」として近隣の既存接骨院で 3 単位・135 時間の合計 180 時間』と事前打合せ段階では決まっていた。

ところが、蓋を開けてみたら『“臨床実習”は養成校附属接骨院で 4 単位（180 時間）すべてを実施することも可』ということになってしまっていた。この「実習」部分のカリキュラム改正で単位と時間を大幅に引き上げたのは、今回の改革以前の「臨床実習」の単位当たりの時間が 15 時間～ 45 時間と幅があり、最低時間となる 15 時間ですら多くの養成校で守れていなかったという実態があったためだ。

その僅か 15 時間の実習ですら、実技を伴う附属接骨院での「実習」ではなく、教室での講義に振り替えも散見したことから、約 12 倍にまで重点強化した 4 単位 180 時間の「実習」について、地域で実際に開業する柔道整復師の接骨院の所へ学生を預けて行なう「臨地実習」を利用せずに、本当に養成校内部だけで実施できるのかという疑問が湧かない筈がない。

そこで、学生を校外で近隣の既存接骨院へ「臨地実習」を行なう場合と、「臨地実習」を行なわずに 180 時間の全てを養成校附属接骨院で行う場合とを比較して見ると、養成校が校外へ学生を出す「臨地実習」を避けたがる理由が見えてくる。

養成校では、校外へ学生を出すことで校内での授業が確実に行なえる時間の確保が難しくなると捉えているようだ。要するに学校内に学生がいれば、連続して何科目かの講義を行なうことが可能だが、校外へ学生を出して既存の接骨院で実習を受けるとなると、1 日約 7 時間程度と臨地実習を試算しても、3 単位 135 時間の臨地実習時間をこなすには約 20 日間が必要となる。ただでさえ学生が履修すべき総単位数が増えて時間のやりくりが大変になっている養成校としては、20 日間も校外に学生を出したらカリキュラムを履行できなくなってしまうというのが**本音**のようなのだ。校内で教えるカリキュラム部分に対しても、現在、教科書委員会でその内容検討が進められており、激変への対応を求められ履修時間の確保が厳しい環境にあるのは確かだ。気持ちは判らなくもない。

さて、“臨地実習”を実施するにあたっては、学生を受け入れるための条件が設定されている。それは、「**臨床実習指導者講習会**」を受講して「**臨床実習指導者**」（養成校専門教員は免除）になる必要があるのだ。

そして、その講習会を受講するためには以下の 2 つの条件が設定されている。

①施術管理者 5 年以上
（過去に受領委任中止になっていないこと）
②来院患者が 20 名以上／日（目安）

これは、「臨地実習」が授業の一貫として行なわれ、実習が履修単位にもカウントされるため、地域で学生を受入れる接骨院の柔道整復師にも臨時教員としてある一定の基準をマスターして貰う必要があり、そのために指導者講習会が設定されているのだ。そして、実際に学校で教鞭をとっている養成校専門教員は、この“臨床実習指導者講習会”の受講自体が免除されている。

しかし、実際の患者に触れる「実習重視」という視点からの「臨床実習」を考え直してみると、養成校の附属接骨院でこの臨床実習を行なう場合であっても、その附属接骨院の管理柔道整復師にも同様に上記の①②の条件が付けられるべきだろう。つまり、養成校附属接骨院の場合でも、その施術管理者として① 5 年以上の経験が必要とされ、そして②その附属接骨院では来院患者が 1 日平均で約 20 名以上いることを条件にするということだ。もしも、この条件に差があるようならば、実技経験の伴わない教員が優遇されてしまい、そもそも「**実技重視**」で設定した「臨床実習」自体の意味も、またその指導者として講習を受ける者に何のために受講条件が設けられているのかさえ疑問となる。

さらに、“臨地実習”は受領委任制度の理解に繋げることも目的としているため①②の条件に加え、

③“接骨院で受領委任が行なわれていること”

も条件とするのは当然であると思うが、養成校附属接骨院に於いては、元々地域で開業する接骨院とは趣(おもむき)が異なり、“実習施設”としてはあるものの“受領委任を扱っていない”場合や“実際の患者さんへの施術が行なわれていない”場合も多々あるようだ。

こうした幾つかの差異が見えているだけに、安定的な仕組みの運用を定着させるためにも、きちんとした**臨床実習**の開催と、学生を受入れるための**臨床実習指導者講習会**を行なうことが求められている。

さて、都柔整会員には、これまで本誌「コンパス」を通じて“臨床実習指導者講習会”の受講をお願いしてきた訳だが、その指導者講習会の開催については、下の**【表2】**に示した通り、昨年10月の時点では養成校が独自に開催しただけで、誠に残念なことに都柔整会員への案内には至っていない。実はここも事前の打合せに於いては、講習会開催に関しては必ず日整及び都道府県社団への協力依頼をすることになっていたのだが、現状を見る限りでは多くの養成校は自校ですべてを抱え込もうと考えている様子だ。

そして、養成校が指導者講習会の受講を呼びかけているのは自校の卒業生だけのようだ。こうした現状から、社団からの働きかけにより社団独自で「臨床実習指導者講習会」の開催を可能にする環境整備が実現した。さらに、本来のあるべき形の実現を模索するため、今後は「都柔整」と「養成校」との間で綿密に協議をした上で指導者講習会の開催を決定し、確実に都柔整会員への案内に繋げていく予定だ。引き続きのご理解ご協力をお願いしたい。

以上のように、僅かながらも混乱の状況が見られている「臨床実習・臨床実習指導者講習会」の実施について、厚労省では“柔整師の資質向上”を目的として今回のカリキュラム変更を実施した経緯からも、そこへの期待は相当大きく、「制度」・「教育」の両改革で決定したことが守られない場合のペナルティもしっかりと用意している。

というのは、もしも先に示した①②の条件を満たさない接骨院で“臨地実習”が行なわれた場合、その実習学生は“柔整の国家試験を受験できなくなる可能性”や、受験し合格したとしても“合格が取り消される可能性”があるからだ。さらに、万が一、養成校附属接骨院で①～③を満たさずに“臨地実習”が実施された場合、そのペナルティは“臨地実習”を受けた学生だけでなく、実施した養成校自体にも課せられる可能性は十分にある。それは、養成校附属接骨院は柔整養成校の一部という位置付けから“柔整養成校の「**履修違反**」”に相当するからだ。しかも、それが計画的と判断されれば悪質と見なされ、最悪の場合には「養成校自体の存続」にも影響しかねない大きな問題となる。

「臨床実習」の実施については、まだ様々な細かな問題はあるようだが、「履修違反」による養成校へのペナルティーが甚大なものに繋がることが見えているだけに、その代償は余りにも大きいように思う。

そして、厚労省が今回のカリキュラム改定を含めた「教育改革」を業界の「制度改革」と同時に進めた真意と、そこに込められた決意が、用意されたペナルティーの厳重さに現れているように思う。安易に、校内で「実習」を「講義」にすり替える旧態依然の思考を各養成校が選択してはならないことだけは明らかだろう。業界の改革とそれによる「**地殻変動**」は確実に始まっているのだ。

【表2】臨床実習指導者講習会の開催実績表（平成30年10月時点）

備考欄の「★」印は、厚生労働省に開催内容確認申請中

	開催日			開催地		開催主管		備考
						住　所	連絡先	
1	平成30年2月11日	～	30年2月12日	札幌市	北海道柔道整復専門学校	札幌市中央区大通西18－1－15	011-642-0731	
2	平成30年3月24日	～	30年3月25日	名古屋市	米田柔整専門学校	名古屋市西区枇杷島2－3－13	052-562-1210	
3	平成30年4月8日	，	30年4月15日	横浜市	呉竹鍼灸柔整専門学校	横浜市港北区新横浜2－7－24	045-471-3731	
4	平成30年4月28日	～	30年4月30日	大阪市	履正社医療スポーツ専門学校	大阪市淀川区十三本町3－4－21	06-6305-6592	
5	平成30年4月29日	～	30年4月30日	金沢市	北信越柔整専門学校	金沢市山の上町5番5－2号	076-252-2171	
6	平成30年5月6日	，	30年5月13日	さいたま市	呉竹医療専門学校	さいたま市大宮区桜木町1－185－1	048-658-0001	
7	平成30年5月12日	～	30年5月13日	札幌市	北海道柔道整復専門学校	札幌市中央区大通西18－1－15	011-642-0731	
8	平成30年8月4日	～	30年8月5日	札幌市	北海道柔道整復専門学校	札幌市中央区大通西18－1－15	011-642-0731	
9	平成30年8月11日	～	30年8月12日	浜松市	専門学校浜松医療学院	浜松市浜北区貴布祢232－3	053-585-1333	
10	平成30年9月16日	～	30年9月17日	仙台市	仙台接骨医療専門学校	仙台市宮城野区福室3－4－16	022-258-6222	
11	平成30年9月23日	～	30年9月24日	渋谷区	日本柔道整復専門学校	渋谷区桜丘町20－1	03-3461-4740	
12	平成30年10月7日	～	30年10月8日	福岡市	福岡医療専門学校	福岡市早良区祖原3－1	092-833-6120	
13	平成30年12月22日	～	30年12月23日	江戸川区	東京メディカル・スポーツ専門学校	東京都江戸川区西葛西3－1－16	03-5605-2930	★

平成30年10月20日現在
出典：(公社)全国柔道整復学校協会HPより

●「実務経験」の効果

今回の「**実務経験**」については、2022年までの今後4年間は「1年間」とそう高くはない設定に留まったが、その後、徐々にこの「実務経験期間」が段階的に強化されるとはいえ、実務経験が本来の3年間になるまでの今後6年間は、「研修修了証」を準備できさえすれば、多店舗展開接骨院の増殖力は鈍化させられるかもしれないが、この項目だけでその増殖力にストップをかけられるような“**一本**”とはならないだろうことは既に予測済みだ。

元々、資格取得から開業までに自らの施術技術を高めるための「実務経験期間」については、日整の過去の調査から「約4～5年程度」という結果が出ており、これまでは、自らが正しく施術できるようになるためには、当然その程度の期間の実務経験を積むものだと資格取得者自身が考えていたと思われる。

しかし、新卒の未経験者を院長に据えて慰安行為をしておきながら、それをそのまま不正に保険請求することで莫大な不正利益を上げてきた「利益至上主義」の経営者達にとっては、習得すべき施術スキル自体を殆ど必要としないため、こうした「実務経験」の期間そのものが足枷（あしかせ）となる。今回の「実務経験」が構築されたことで、少なくとも新卒者をすぐに院長に据えるという方法ができなくなったことの意味は大きい。そして、最終的に**2025年**以降には卒後3年しなければ施術管理者にはなれなくなるため、彼らの増殖速度は確実に落ちると見込めるのだ。

そして、多店舗展開する同一経営者のグループ内で、実際には行なっていない実務に対し、「**研修修了証**」を虚偽に作成する等の不正行為を行なったことが判明した場合には、申請をした施術管理者だけでなく、その修了証を証明した柔整師にも「**受領委任の停止5年**」という強烈なペナルティが用意されている。もしも、この処罰が実行されたなら、一度に何人もの不正者の請求自体が停止される可能性をも秘めており、大きなリスクがあるだけに強力な抑止力となる。

●「2日間・16時間の研修受講」が大盛況？

さて、施術管理者の要件強化の内、「**2日間・16時間の研修受講**」については既に18ページの「C」の項目で触れた通り、「接骨院経営者」と「新卒柔整師」の組合せ接骨院等による多店舗展開で増殖傾向の接骨院グループにとって、受領委任請求をする際に事前にこの2日間の研修受講を済ませておかなければならないことが、これまで以上の障壁となっていることを既述したが、その影響は事前の予想を遥かに上回る状況となっているようだ。もう少し詳しく触れておく。

この「研修」は、当初から昨年7月開催の第1回東京会場（定員200名）を皮切りに、今年（平成31年）3月開催の第25回大阪会場（200名）まで、全国主要都市で全25回が予定されていた（東京・大阪は3回、愛知・福岡・神奈川は2回）。但し、申し込み者が50名に達しない場合は会場費や諸経費を考慮して開催自体を中止することになっていた。現実に、昨年10月開催予定だった第11回静岡・第12回岡山と11月開催予定だった第13回沖縄（各定員100名）は中止となった。

その申し込み方法は、試験財団のHPからネット申し込みが原則となっているのだが、第1回東京会場の「研修」は応募開始から数時間程で満席になる“人気ぶり”で、同様に平成31年1月開催の第22回愛知会場までが既にすべて満席で申し込みが締め切られている。

本来、この研修は当該地域の厚生（支）局に開業の届出をしてから1年以内に受講することが義務付けられているものだが、一度この研修を受講すればそれ以降「5年間有効」と周知されたことで、実際にはまだ開業が決まっていない者までが、皆こぞって研修の申し込みをしたようだ。それは実際の厚生（支）局への届出数を受講申込者数が遥かに上回っていることからも判る。そのため、実際に開業を予定して厚生（支）局へ届出を出した者が、この「研修」の受講の予約が取れない状況となってしまっているとの苦情さえ出ている始末だ。

そこで、そうした本当に研修受講を必要としている者を救済するために、厚労省では新たに平成31年2月～3月開催予定の第23回東京・第24回福岡・第25回大阪では各定員を200名から220名に増員し、さらに第26回大阪（定員200名）・第27回沖縄（定員100名）・第28回東京（定員200名）の3回の開催を追加して昨年10月9日に申込が開始された。ところが、この申込みも受付開始直後に満席になり締め切られてしまう程の“**大盛況**”となった。

そして、平成30年度の「研修」の定員総数は中止の3会場を除き、追加を含めた全25回を合わせると何と**4,010名**となる。この数値は、過去6年間の新設接骨院数の平均**3,375軒**から約20%近く多めに設定されていたことになる。しかも、後述するが、開業接骨院数は平成24年をピークに毎年**1,000軒**程度づつ減少が見られていることを勘案すれば、本来の研修受講予定者は**約2,000名**程度と試算できる。多少の前倒し受講予定者を加えても、当初予定していた定員枠で十分であり、年度末に追加された560名分は本来は必要がなかった筈だ。

このことから、4,010名分の研修定員の申し込みに殺到したのは、ただ単純に前倒しで研修を受講したいと考えた者ですらなく、先述した通り「開業を間近に予定してはいない者」であって、彼らの殆どは多店舗展開するチェーン店接骨院の経営者に雇われ、保険請求をするために必要となる「**施術管理者の交代要員**」として研修受講を指示された者であることはまず間違いないだろう。

要するに、本来なら今年度にこの研修を受講する必要のない者が大量に研修の受講申し込みをしているという訳だ。厚労省では、以上の問題点を踏まえ、今後は厚生(支)局への開業手続きを済ませた者から優先的に研修の受講を受け付ける方法を導入する予定だ。

この現象一つからも明確に見えてくるのは、多店舗を経営するオーナー達は、この「研修」をクリアするために各施術所の勤務柔道整復師に施術管理者の交代要員として早めに研修を受講させ、これまで通り、いつでも交代ができる環境を維持しようとしているのであろうことが予測できる。

しかし、逆に言えば、彼らにとっては昨年4月から"施術管理者交代"に「研修」が必要になったことで、今までは登録をするだけで難なくコロコロと施術管理者交代(施術管理者転がし)できたことに対して一つの壁ができたと言える。また、「**実務経験**」が設定されたことから"雨後の竹の子"のようであった店舗増設もさせづらくなっている。

つまり、今までの様に店舗をいとも簡単に増設させていくことや、さらには柔整療養費の不正請求発覚に於ける"**トカゲのしっぽ切り**"や"**すげ替え**"のような"施術管理者交代"に対する障壁となる施策が実施されたことになる。この影響は小さくはなく、悪しき者達に対しては、必ずボディーブローのようにジワジワと効き目を発揮するに違いない。

●「公的審査会権限強化」の効能

さて、改革の影響をみる最後のポイントは、「**公的審査会の権限強化**」である。昨年3月に全国に先駆けて東京で実施となった「面接懇談」と"疑義に関する基準"を参考として、昨年12月には厚労省保険局医療課から面談実施を促す事務連絡が発せられたことは先述した。こうした『国』の決定とその方針に従って、今後は47都道府県の公的審査会で実施していくことになる訳だが、「**審査が強化される**」と聞いても正しい請求をしている公益社団の会員が不安になることはない。というのも、この"面談"はあくまでも「疑義のある請求をしている施術者」に対して行なわれるもので、だからこそ効果があることも間違いない。

過去のコンパスでも述べたが「正しくない柔整」には"悪意のある不正"と"知識不足による不正"とがある。そこを確認するためにこの「面接懇談」はあるのだ。日頃から保険講習を繰り返し受け、正しく請求をしている公益社団会員は殆ど問題ない。しかし、社団会員に「疑義」が生じれば面接懇談の対象となる可能性はゼロではない。

さて、審査会で抽出される疑義のある請求(請求をした施術管理者)については、「多店舗経営のチェーン店で雇われ院長をする者」によるものが多いようだが、言い換えれば、そこを舞台に「正しくない柔整」が蔓延(はびこ)っている可能性が高い。

そして、そうした雇われ院長(施術管理者)は、保険者や審査会によれば、自ら請求事務作業を行なっていない者も少なくなく、提出した請求自体を認識していない場合すらあるようだ。そうした接骨院等の経営者はただ利益を最優先し、施術管理者も名ばかりで請求自体には関わらせずに、ただ「患者の呼び込み」や「チラシ配布」に加え、「慰安行為」等の不正を彼らに実行させていると考えられる。今回の「面談」が実施されたことでこうした実態が明らかとなり、疑義が不正である事実に確実に結びつき始めている。それが悪質であると判断されれば、公的審査会は地方厚生(支)局・都道府県に情報提供を行ない、当該疑義接骨院には調査・指導・監査が行なわれることになるのである。

【§ 5】社団が着目すべきこと

●勤務柔道整復師の“夢”と“労働条件”

さて、提出する保険の請求処理に自らが関わらないような施術管理者等あってはならないのは当然のことだ。しかし、実際にはそうした施術管理者が雇われている多店舗展開の接骨院グループが存在していることが、これまでの面接懇談等によって解っている。そうしたチェーン展開の接骨院の経営者は、受領委任を可能にするためだけに「施術管理者」登録された柔道整復師が必要なのであり、彼らに「正しい施術」や「正しい請求」の知識や経験、および「正しいモラル」や「誇り」を持つ資質の高い柔道整復師は必要ではないことは既に見てきた通りだ。

要するに、利益最優先の経営者にとっては、受領委任さえ可能になるならそれで十分で、逆に「地域社会に貢献する」といった“モラル”が形成される前の若者の方が経営者にとっては好都合という訳だ。

しかし、**自分の資格がただ利用されるだけであるなら、なぜそのような経営者の元に多くの若い柔道整復師が集まってしまうのだろうか？**その悪の根を絶てば、業界やその仕組みがこれ以上蝕(むしば)まれることもなくなる筈である。その辺りを考えてみたい。

先ず、固定概念を捨てて、雇用する側ではなく雇用される「**学生**」側の視点で考えてみたい。養成校を卒業し就職をする段階では、現在、約８割近くの学生が、将来、自分自身での「**開業**」を望んでいないことがアンケート調査等でも分かってきている。つまり、最初から「**就職**」するための資格として柔道整復師を選んでいるのである。自らの技量を高め、地域に根付いて外傷施術に関わる事で地域社会に貢献したいという“志”の中身は消滅してはいないだろうが、「開業」でなく「勤務」へと自分の位置づけを変え、時代の流れと共に「将来に描く夢」自体に大きな変化が起きていることを公益社団会員は理解しておく必要がある。

そして、「**地域に根ざす**」とか「**地元（地域社会）に貢献する**」という思考も消滅してはいないのかもしれないが、「勤務」するという視点に立てば、特に自分の活動範囲をどこかの地域に限定することを考慮せず、通勤可能ならば、いつでも・どこへ勤務地が変わっても良いとさえ考えるようになっている可能性もある。そうした思考を進めると、新卒者が望む「**就職条件**」にも大きな変化が出ているということだ。

先ず、「**住み込みで小遣い程度で修行**」をした経験のある**昭和世代**からは信じられないことだが、現代の新卒者は、「**週休２日**」や「**社会保険完備**」に加えて「**高給**」を求める者が非常に多いのだ。

というのは、P.11 の「【§2】柔整の次世代型“危機”」の項目でも既述したが、近年は養成校入学時に“**奨学金**”を受けている学生も少なくなく、彼らは卒業して社会に出ると同時に“**奨学金返済**”が始まる。そうした理由から就職条件として「高給」を求めざるを得ない下地が既にある訳だ。

さらに、もしも将来に開業を考えていないとなれば、**単独ですべての骨折・脱臼等の整復固定や施術ができる技術の取得を志すこと**もなくなってくるのかも知れない。何れにしても、「**技術取得**」よりも「**経済的な理由**」が前に出る事情があるのは間違いない。

その上に、食べるものに困らずモノが溢れる「飽食の時代」にあっては、“地道にコツコツ”といった昭和的な思考を嫌い、長く低成長時代の波を大きくかぶって生きてきた若い世代は、もはや「苦難の修行」の上に成り立つ「開業」よりも責任の少ない「気楽な勤務」を選び、休日には好きなことで楽しみたいといった思考へと変化しており、趣味に使うお金が優先してしまうのかも知れない。

そして、さらに重要なジェネレーション・ギャップは、現代が「**インターネット世代**」ということだ。この世代では、高額で維持費の掛かる自動車が売れなくなっているように、自分で「**所有**」することへの欲が薄れ、自宅の購入も諦め、住む部屋や洋服までもを「**シェアー（共有）**」したり「**レンタル（借りる）**」ことで済ませる文化が主流となってきている。もはや一人前になるための「厳しい修行」で自分自身が「骨折・脱臼」の技術を修得することやその整復固定の施術自体を諦めて「慰安」に走る傾向は、下地にそのような世代文化が流れ始めている可能性が高い。

●労働条件　vs　将来の職業存続

そうした視点に立つと、これまではただの「違い」として片付けていたことが、柔道整復術を次世代に繋げる大きなポイントとなる可能性が見えてくる。

先ず、最初にある疑問が生じる。それは、個人契約者の多店舗展開のチェーン店では、なぜ多くの若者を雇用できるのかという点である。その答えは単純に「高額な給与・社会保険」等の労働条件を満たすからだ。では、そのための利益をどのように得ているかということになる。公益社団会員と同じように正しく受領委任制度を使っていては、この飛び抜けた利益を確保できる訳はない。かといって特別な**錬金術**がある筈もない。P.10の【表1】をご覧いただけば、厚労省等が繰り出す様々な柔整療養費の抑制策に対してあまりに素直にダメージを受ける「公益社団」と、それらをサラリと交わしてルール無視で「慰安」や「部位転がし」、無資格施術の保険振り替えを行う等で収益を最優先する「個人契約」という構図が明確に映し出されている。要は、新卒柔整師を雇い入れるための高い労働条件を支える利益は、まともな方法だけでは得られないということだ。

そして、更に「請求代行業者」の中には、P.7（左下）でも触れた通り、代理請求契約を結ぶ個人契約開業者と勤務柔整師や学生をも巻き込んで、就職や転職斡旋、経営指導、不動産紹介、内装や設備の建築、医療機器の販売レンタル、運転資金の貸し付けまでも手掛ける総合企業（マルチ）のような「利益最優先」をまっしぐらに突き進んでいる業者も少なくない。

そして、彼らは学生の安定的な確保のためには各養成校に於いて**就職説明会**に参加し、「週休２日・社会保険完備・初任給25万」等という際立って目立つ雇用条件を謳（うた）って新卒柔整師を獲得している。公益社団会員の施術所がこうした就職説明会に出向いて学生へ働き掛けているケースは殆どない。

そのため、新卒の学生達に伝達される「業界の現状」は柔整版総合企業等の「言いたい放題」となっていて、「公益社団は上下関係が厳しく、会務への協力が大きな負担となる」等と言った**風評**を平気で流し続けているのだ。高額の給与を望む学生の耳に「業界の正しい情報が届かない」のは、公益社団からの「業界説明」だけでは十分ではないことがこれで明白となった。

そこで、昨年後半より都柔整の**支部活動支援部**では、実際に養成校へ出向き「就職説明会」へ参加するという新しい試みを始めたところだ。それは、社団会員の一人ひとりの施術所では、多店舗展開の接骨院のように何人もの新卒者を雇い入れることは難しい。そこで、「新卒採用」を希望する都内全域の公益社団会員から採用条件等を含めて募集し、社団全体で合算して数十名の募集をするという企画を当会のHPで実行したのだ。そうなると、それなりのボリュームとなり「公益社団法人」というエンブレムが「信用」として機能することにもなる。

しかし、「正しい施術と請求」の公益社団会員の施術所はどこも零細で、「週休２日」・「社会保険完備」・「高給」を準備できる体力がある者は多くはないため、好条件を希望する約８割の新卒者にとっては、就職を決めるポイントは揺るがない部分もある。とはいえ、この試みでは、新卒者の内、「将来自身で接骨院の開業を希望」する残り**約２割**の新卒者が、高額給与等の労働条件よりも自身の将来のための「**柔整の知識・技術の修得**」を重視する点に注目しているのだ。彼らは卒業後の一定期間は勤務柔整師をするが、その目的は高額給与での“就職”ではなく、“修業”による整復技術の修得であることに期待し、当会会員の持つ「柔整技術」を継承する方法へ繋げる訳だ。

何れにしても、新たに柔道整復師の資格を取得した若者達が柔整の「**技術と知識**」を正しく修得できなければ、将来この業界は必ず崩壊してしまうことになる。少なくとも、そうした志を持つ者に伝え得る環境を構築することが公益社団の進むべき道だと考えたからだ。そして、そうした約２割程の学生達に確実に継承する環境を維持していくためには、これまで「徒弟制度」で伝承してきたことを言い訳に放置してきたことを反省し、今後は「勤務者への待遇・労働環境」をしっかりと構築すべきだ。古い時代の感覚のままで、国が定めている“労災保険”（↓※1）と“雇用保険”（↓※2）や労働時間、最低賃金等についての対応が遅れてはならない。

さて、次世代の担い手確保についてを目の前だけの“**近視眼**”で捉えてしまえば「週休２日・社会保険・高給」といった点にばかり目が行き、個人契約の企業が行っているのと同様に「社団会員の接骨院の環境改善の必要性」ということに留まってしまう。

しかし、さらにその数年先を見通そうとすれば、このまま悪しき輩が暗躍できる業界の環境が続くことで、正しい柔整の請求環境はさらに厳しい方向へと向かい、後継者となるべき勤務者さえも雇えなくなってしまう時代が到来する可能性もある。次項では日整を中心とした柔整業界が進むべき未来をもう少し見てみたいと思う。

※1：法人・個人事業主とも、労働時間に拘わらず全ての勤務者に加入義務。
※2：法人・個人事業主とも、労働時間が20時間以上／週の勤務者に加入義務。

●膨張する柔整業界の行方…

さて、ここでは「**膨張し続ける柔整業界**」の今後について、将来どのような変化が起きるのかという視点で見ておきたいと思う。

平成10年の**養成校解禁**以来、増加を続けてきた柔整師だが、昨年3月に行われた第26回の柔整国家試験の合格者数は大幅に減少して**3,690人**に留まった。これは国家試験の内容見直し等が行われたことによって試験そのものが難易度を上げているという傾向もあるが、それ以前に入学希望者の殆ど全員を合格させて学生数を増加させ過ぎたため、学生自体の資質低下が顕著になったことも原因の一つだと思われる。

また、柔整養成校の専門学校では既に「**定員数の減少**」が始まっており、平成30年度の柔整養成校の募集定員総数は**7,249人**（専門校**6,260人**：大学**989人**）となっている。これは、今回の教育改革によるカリキュラム総単位数の増加や養成校の人員基準等の引き上げ等を見越して、外部の開業柔道整復師への臨床研修（臨地実習）を自校では確保できない等の理由で自主的に閉校を決めた学校から、総履修時間を確保するために夜間クラスを閉鎖した学校等も見られる等の影響もあるようだ。

さらに専門学校では、募集定員を満たせずに充足率までもが低下している現状も見え始め、養成校同士の過当競争に加えて、今改革の影響もあって「**柔整師の増殖速度**」の減少傾向が確認できた。（本誌コンパス42号「柔整国試譚」参照）入学者数が減少するだけでなく養成校も淘汰され始めれば、少なくとも3年後の卒業生および国家試験受験者数、合格者数も減少することになる筈だ。

そして、**接骨院数（開業柔道整復師数）**との比較をするため、2年遅れで厚労省が公開している衛生行政報告例という資料を基にまとめた下の**【表3】**を確認すると、「**養成校解禁**」の平成10年に**23,114軒**であったものが平成28年には**48,024軒**にまで増えていて、その間の接骨院増加率は**約208%**となっているのが確認できる。さらに「**個人契約**」が許された昭和63年まで遡（さかのぼ）ると当時の全接骨院数が**15,289軒**であったことから、直近データとなる平成28年までの平成の約30年間の増加率は何と**約314%**となる。

続いて、この隔年（2年に一度）集計される厚労省統計で「**全接骨院数**」と「**個人契約接骨院数**」の増減状況を比較してみると、平成22～24年の「全体」が+**4,434軒**（+11.7%）なのに対し、「個人」だけで+**4,442軒**（+**20.8%**）となって「全体」の増加数を上回っている。それは「**公益社団接骨院数**」が減少（**−8軒**）に転じたためだ。同様に次の2年間となる平成24～26年も「全体」が+**3,141軒**（+**7.4%**）に対して「個人」だけで+**3,232軒**（+**12.5%**）となり、「公益社団」は**−91軒**となっている。そして、次の2年間となる平成26～28年になると「全体」が+**2,452軒**（+**5.4%**）に対して「個人」は+**2,822軒**（+**9.7%**）で、「公益社団」の減少は**−370軒**にも及び、ついに3桁の減少となってしまっている。

また、増加傾向にある「個人」ですら「増加率」は徐々に低下し始めていて、直近の平成26年～平成28年の2年間では+**2,822軒**に留まり、増加数が**3,000軒**を下回っているのが把握できる。

そして細かく1年ごとの接骨院増加数は、単純に

【表3】 柔道整復師の就業者 / 勤務者 / 開業者の数及び社団会員・個人契約者の年次推移

西暦	昭和63年 1988	平成2年 1990	平成4年 1992	平成6年 1994	平成8年 1996	平成10年 1998	平成12年 2000	平成14年 2002	平成16年 2004	平成18年 2006	平成20年 2008	平成22年 2010	平成24年 2012	平成26年 2014	平成28年 2016
就業柔道整復師数	20,571	22,904	24,776	26,221	28,244	29,087	30,830	32,483	35,077	38,693	43,946	50,428	58,573	63,873	68,120
増減数	1,843	2,333	1,872	1,445	2,023	843	1,743	1,653	2,594	3,616	5,253	6,482	8,145	5,300	4,247
増減率	9.8%	11.3%	8.2%	5.8%	7.7%	3.0%	6.0%	5.4%	8.0%	10.3%	13.6%	14.7%	16.2%	9.0%	6.6%
勤務柔道整復師	5,282	6,151	6,224	6,421	6,832	5,973	6,330	6,508	7,306	7,906	9,107	12,431	16,142	18,301	20,096
増減数	340	869	73	197	411	-859	357	178	798	600	1,201	3,324	3,711	2,159	1,795
増減率	6.9%	16.5%	1.2%	3.2%	6.4%	-12.6%	6.0%	2.8%	12.3%	8.2%	15.2%	36.5%	29.9%	13.4%	9.8%
施術所数(開業者数)	15,289	16,753	18,552	19,800	21,412	23,114	24,500	25,975	27,771	30,787	34,839	37,997	42,431	45,572	48,024
増減数	1,503	1,464	1,799	1,248	1,612	1,702	1,386	1,475	1,796	3,016	4,052	3,158	4,434	3,141	2,452
増減率	10.9%	9.6%	10.7%	6.7%	8.1%	7.9%	6.0%	6.0%	6.9%	10.9%	13.2%	9.1%	11.7%	7.4%	5.4%
社団会員数	12,708	13,396	13,860	14,155	14,419	14,514	14,853	15,091	15,387	15,721	16,202	16,591	16,583	16,492	16,122
増減数	1,563	688	464	295	264	95	339	238	296	334	481	389	-8	-91	-370
増減率	14%	5.4%	3.5%	2.1%	1.9%	0.7%	2.3%	1.6%	2.0%	2.2%	3.1%	2.4%	0.0%	-0.5%	-2.2%
個人契約者数	2,581	3,357	4,692	5,645	6,993	8,600	9,647	10,884	12,384	15,066	18,637	21,406	25,848	29,080	31,902
増減数		776	1,335	953	1,348	1,607	1,047	1,237	1,500	2,682	3,571	2,769	4,442	3,232	2,822
増減率		30.1%	39.8%	20.3%	23.9%	23.0%	12.2%	12.8%	13.8%	21.7%	23.7%	14.9%	20.8%	12.5%	9.7%

※厚生労働省発表の衛生行政報告例による

データの数値を2で割ると**1,226軒**（=2452 ÷ 2）と推計できる。

ところで、養成校解禁前の平成9年以前の時代は殆どの者が自身での開業を目指して修行を積んだこともあって、その開業率は約70%と非常に高いことが柔整業界の特徴だった。つまり、「14校1,050人」時代の“1年間に増える接骨院数”は、年間新卒者数1,050人の約70%として、**約735軒**程度と試算でき、廃業する軒数と相殺した接骨院数は昭和63年の**15,289軒**から平成10年の**23,114軒**となって、柔整養成校解禁以前の10年間の増加率は**約151%**であることが解る。先に確認した「養成校解禁（平成10年）以降の増加率が**約208%**であったことから**約4割程度増加**していたことが解る。

ところが、今回確認したように各養成校の募集定員及び入学者数等から**「柔整師の増殖速度の減少傾向」と、直近データから「接骨院の増加率の低下」が確認できた**ことで、既に接骨院の**増加率は低下**し始めていると**断言**できる状況となった。そして、今後の年間の増加数は平成28年の**1,226軒**より低下し、年間**約1,000軒**程度、またはそれ以下まで下がっていくことも予想される。

とはいえ、ただ開業者数が減れば良いということではない。大事なのは、不正が野放しとなったまま**“正しい者が損をする”ような現状を一刻も早く改め**て、「正しい柔整施術と請求」を行う柔整師の施術所が**正しく評価されて残れる環境**が作られることである。そして、不正を行う者には相当の適正化が実施されなければならない。

昨年4月に実行された**「柔整業界改革」によって、ようやく業界は「正しくない柔整の見極め方」を国と共有し、公に定めることに成功した**と言っても過言ではない。そして、今回の改革によってそれらを適正化する方向性が確実に動き出したことになる。同時に、改定率は別にしても、料金改定に於いて「骨折・脱臼の料金値上げ」や「“柔整運動後療料”等の新項目の設置」等は日整の地道な働き掛けが実り、ようやく「正しい柔整」を「正しく評価する」方向に施策が動き出たことも理解していただけると思う。

日整が進める改革は、ただ数の適正化を目指すだけではなく、**「柔整がどうあるべきか」「誰のために存在するのか」「何を求められているのか」**を見詰め、その方向へ歩みを進めるためのものなのだ。

●正しい評価へのスライド…

今号では「平成の大改革」が実行段階に入ったことによって、これまで平然と不正を行ってきた柔整師や接骨院経営者が「危機感を持って新たに動き始めたこと」を示したが、改革による不利益を感じることのない公益社団会員にその情報を伝えることで、この改革が如何に『柔整療養費から不正を排除することに繋がる施策であるのか』を理解して頂きたいと考えている。そして、同時に改革の意義をご理解いただき、勇気と決意をもってここからの全国で改革実行体勢へと繋げて欲しいと願っている。

しかし、単純に今回の改革によって**「収入がすぐに急増する」**と考えていた会員もいたようだが、そうした収入増加は、実際には「不正者」が周辺からいなくなることによる反射的な利益であって、収入増加は最終的な結果の産物となる。

また、厚労省の対応に大きな変化がみられたことも、日整が進めた改革が正しかったことの証だ。というのは、「制度改革」に於ける柔整療養費の二次点検について、行き過ぎた二次点検に注意を促す通知を出しただけでなく、厚労省自体に“相談窓口”を設けたという事実はかなりのインパクトが有る内容だからだ。1つの業種に対して国・厚労省が“相談窓口”を設けたことの重要性を柔整業界だけでなく保険者や関係機関は重く受け止めるべきだろう。

今回の厚労省の柔整改革への対応変化の裏に、日整や柔整養成校に対する格段の思い入れ等がある訳では無いだろう。そして、今回決定となった各々の改革の中心軸にあるのは「日整」でも「学校協会」でもなく、ただ単純に厚労省は「患者」と「学生」を中心に改革を進めたと理解すべきだろう。そしてそれは日整とピタリと一致していることになる。

今回の改革のように、日整と学校協会が柔整業界の両輪としてお互いを尊重し合って作業を進め、柔整業界が社会や地域からの信頼を取り戻していく姿は、その業界を目指す若者の胸に大きく響き、養成校学生の資質を高めることにも繋がるのは間違いないだろう。

そして、今回の「制度改革」と「教育改革」の双方が重なり合い、「日整」と「学校協会」とが協力し合うことで将来の柔整業界に大輪の花を咲かせることになるのが「臨地実習」ということになる。今回の「平成の大改革」は、何よりも「柔整業界」を後進に繋げるための大きなアプローチなのだ。

【§ 6】未来に向けて…

●電子請求の必要性と請求体制の継続

さて、今回の改革内容が昨年４月に決定したことで、一段落ついたと考えている会員も多いようだが、本当に大変なのは実はここからだ。先にも触れたが、教育改革・制度改革で修正された仕組みについての**結論は、柔整が受領委任を使う以上は最終的には「保険請求」に帰結する。**そこで疑義及び不正請求の発見とそこへの対応能力を向上させるために、今後「**電子化**」が進むことは間違いない。

というのは、これまでの「紙ベース」での請求体制での審査能力には限界があることが既に解っているからだ。それに加えて、昨今のデジタル技術の飛躍的な進歩によって、請求業務の処理が著しく簡素化できる環境が整ってきたという下地がある。

さらに、医科では電子請求が既に構築されているため、これが柔整療養費に求められるのは時間の問題であり、避けることの出来ない方向性であることも間違いない。そうした全体的な流れを受け、厚労省は先の専門委員会の議論の中で、「柔整療養費の電子請求」を進める決定をし、その方向性を検証するため先ずは東京都の国保の公的審査会に於いて「**モデル事業**を行う」ことを決めた訳だ。

そして、平成29年12月以降、厚労省の委託を受けたみずほ総研が全国５箇所ほどの公益社団柔整師会等へのヒアリングを実施し平成30年中に既に終了しているが、その内容からは、実際に電子化のシステムを組み立てる準備のために「柔整療養費請求の実態調査」をしたといった意味合いが強く、現時点ではこの調査についての詳細な報告も新たな動きもない。詳しくは、来年度以降に予算を組んで検討することになる見通しだ。

柔整業界側としては、この間に様々な障害となってきた事案を丁寧に紐解き、保険者や医師会との連携を深めて何とか「教育改革」と「制度改革」の決定と実行を先行させることができた。そして、今後はこの二つの改革が目標とした方向性での確実な結果を示す必要があり、それを安定化させなければならない。この点については、厚労省も日整と同様の視点にあり、既に実施となった改革の結果がどう出るかに注目している様子だ。つまり、二つの改革によって生じる柔整業界の変化が、今後の「電子請求」にも少なからず影響してくるということになる。

日整では、既に総務部が統括する情報管理室とモデル地域となる（公社）都柔整とで連携をとり合い、独自プロジェクトチームを組んでモデル事業への準備を進めている。まだ詳細部分については記せないが、膨大なデータ処理による統計解析の裏付けを元に、実際のシステムに必要な項目の洗い出しや紙ベースから電子請求となることで生じる変化や問題点への対応等、検討が着々と進められている。

そして、構築すべき新たなシステムについても、柔整療養費が扱う範囲は医科と比較すると遙かに狭い範囲に限られているため、医科で実現したような複雑で巨大なシステムの構築は必要なく、医科よりもかなり簡素化したものになるとの予測も出されている。しかし、先ずはモデル事業を確実に進めることができるよう東京都の国保連合会とも繰り返し話し合いを行い、厚労省とも連絡をとりながら、それぞれが追求する方向性を確認し合い、専門委員会が求める着陸地点へのマッチングを如何に実現させるかを模索しているところだ。

この電子請求が進められることで、保険者にとっては「**すべてのデータが可視化**」されるという大きなメリットがあり、それを活用することで審査体制の充実が図れることは間違いない。しかし、その審査体制自体が、ただ柔整療養費を削減させるためだけのツールとなってしまうのでは柔整業界は賛同できないことになる。それには誰もが納得可能で明確な「**審査基準**」が必要だが、現時点では地域差や保険者ごとの勝手な基準も存在しているため、それらを集約した**統一基準の作成**が求められている。単純に請求者と支払い者という対立軸からだけでは相互が納得できる結論はなかなか出ないだろう。視点を「**患者**」や「**制度の安定・持続可能な仕組み創り**」に置き、相互理解のために歩み寄る姿勢とある程度の妥協も必要となるだろう。

そして、その作業の中で防ぐべき「不正」を効率よく炙り出し確実に削除する方法を探り充てなければならないが、日整と保険者で「不正」を無くしたいとの思いは共通しているため、必ず合意点は見つけられると確信している。そこで削除される不正が大きければ、その何割かを正しく請求する者が存続し得る方向へ再分配されるシステムを目指すべきと考えている。

●柔整療養費の枠組みを変える？！

「電子請求」は、二つの改革の先に位置付けられるものという説明を前項でしたが、では業界改革の最終地点というのは「電子請求」ということになるのだろうか。実はまだその先があるのだ。

それは、柔整療養費という位置付けそのものをどうしていくのか？ということだ。現時点に於いて柔整療養費は大きくは医療費の中に含められてはいるものの、扱いはコルセットや輸血等の「療養費」という、本来は**償還払い**が基本となる部分に位置付けされている。それ故にこれまで、時には「医療ではない」または「福祉でもない」として除外されながら、災害時の救護活動や様々な場面での人的貢献を期待され、実際に多くの活動を行いながら、現在は「公益社団法人」という肩書きを許されている。とはいえ、未だ何事に付けても弱い立場に置かれたまま、薄氷の上を歩くような環境に柔整業界は置かれ続けているのも事実である。

しかし、過去の歴史上で二度までも国の制度としては抹消された柔道整復が、様々な苦難を乗り越えて二度とも復活を遂げ、現在も日本の社会保障制度の中に見事に残っているのは紛れもない事実だ。それは、危機の度に地域住民から「外傷」を治すには柔道整復が必要だとされてきた現実があるからだ。

そして、過去にどれだけ屈辱的な扱いを受けようとも、我々は近代化や西洋化の流れに取り残された訳ではない。独自の経験や手法によって確立された伝統と独自の基礎を丁寧に受け継いで来たからこそ、急激な変化にもすぐに対応し、消えること無く残れたのである。

しかし、日本の最大の低迷期となった“**平成の潮流**”に呑み込まれ、様々な方向から利益至上主義者による**浸食**を許し、業界が崩壊寸前となってしまったとはいえ、今年、柔整は明治近代化の**危機から復活を遂げた大正９年からちょうど100年目を迎える。**これを期に、柔整は新たな時代へ飛躍する動きを開始するのだ。それこそが、柔整療養費という位置付けや枠組みそのものを変えるということに繋がる。社会保障の受給と負担の不均衡による制度維持が困難な状況となっている今、我々は自らの手で自浄改革を行い、業界を浸食するあらゆる外敵を排除し、全く新たな位置付けを構築すべきだろう。障壁は高く聳(そび)えているが「望まずに叶う夢はない」。守勢にまわることなく常に攻め続け、悲願を達成したいと思う。

●社会保障全体から見える景色…

現在、日本は**2025年問題**（団塊の世代が75歳以上になる年）を抱え、高齢者の**健康寿命**を延ばして“医療費”と“介護費”の伸びを抑える必要に迫られている。その2025年まではあと僅かに６年しかないのが現実である。

そうした中で厚労省は、昨年９月17日には社会保障費の伸び率を抑えるために、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するために『法改正も視野に入れる』という方針を明らかにした。

そして昨年末12月になると、政府は社会保障予算の伸びを「**2019年度は4,800億円程度に抑える**」と発表した。厚労省は、高齢者の増加率が0.9％とこれまでより緩やかになることや、公的年金の給付額の伸びを物価と賃金の伸びより抑える「マクロ経済スライド」が発動される見通しとなったことから、昨年までの予算で目標としていた5,000億円をも下回る決定としたようだ。

さて、医療費に介護費が含まれていたことで医療費高騰が顕著に見え始めた平成12年（2000年）に介護保険制度を確立させ、医療と介護を分離させた。その当時の介護費は**3.6兆円**であったが、そこから16年後の平成28年（2016年）には**10.4兆円**と約３倍まで急増している。そして、その年齢別費用の大凡の内訳は、65歳～79歳が全体の**約１割(9.2%)**、80歳～89歳までが**約４割（39.6%）**、90歳以上が**約５割（51.2%）**となっていることからも、介護費の急増が急激に進む高齢化によるものであることは間違いない。そして、そこへ2025年問題が上乗せされることになる訳だ。

こうした方向性が明らかになったことで、別立てとしてきたことで明確になった様々な反省点を踏まえ、一度切り離した医療と介護をもう一度連携させるという方針が示された訳だ。そして、そこでの最大の変化が「**予防**」という観点への変換である。それが「**地域包括ケアシステム**」だ。

こうした日本全体の社会保障への取り組みの方向性と、まったく別のところに我々の柔道整復療養費が何の影響もなく安泰で存在する訳ではない。この大きな流れの中で、「介護予防」としての柔道整復術と、その仕組みを下支えする「医療資源」としての柔道整復師の存在が、今後それぞれの地域で確実に必要となってくることは間違いない。だからこそ、柔整は今、自らの改革で身を清め、新たな信頼を基に新分野を開拓し確立する必要があるのだ。

●最後に

今号の特集では、今目の前で起きている制度改正やその細かな仕組み自体、又はその目的等ではなく、あ・は・きを始めとする医療関連の多職種に加えて、無資格者さらにはまったく我が業界に関係の無い**利益至上主義**の企業家等から、あまりに容易く柔整業界とその制度が「**浸食**」されてしまう環境を直視し、“守る”という視点ではなく、あくまでも“攻め”の姿勢で業界を立て直す方向性を見詰めてみた。

そして、そうした業界自体の脆さが放置され続けて来た原因は、柔道整復師自身の怠慢さにあったことを再認識すべきだと思う。そして、日本全体の社会保障から俯瞰すれば、柔道整復は本当に小さくて弱い存在だ。だから**経済食物連鎖**の中で、外来種に浸食され彼らの栄養にされてきたのだ。

しかし、もうこれ以上「柔道整復」を“食い物”にされてはならない。何故なら我々の後ろには常に「地域社会とそこに暮らす人々」がいるからだ。その人達のニーズに支えられて我々は古今東西の歴史上でも他に例のない『消えた伝統医療』から二度までも復活を遂げてきた。そして、数年に及ぶ見直し議論を経て、昨年には国（厚労省）が『**柔道整復の清濁の境界線**』**の見極めを示す**「**平成の大改革**」が実現した。

これによって、柔整療養費から濁った「正しくない柔整」を失くすと同時に、地域住民のための医療資源といえる澄んだ「正しい柔整」に「正しい評価」が与えられる方向性が決定し、実行段階へと進んでいる。

そして、いま日本の各地域では「**超高齢化**」が進んでいく。だからこそ、柔道整復業界は災害やスポーツでの「救護」という段階を越え、本来の「外傷施術」だけではなく、遙かな時間の流れの中で培った様々なノウハウと地域社会や住民との連携・触れ合いを基にした新たなステップへの飛躍が求められているのだと思う。

そして、今、国も保険者も“高齢者の**医療と介護の連携**”によって医療費と介護費の抑制につなげようと考えている。その中で最も効果が期待されている「**予防**」の部分に柔整が配置されることで、その目的を大きく手助けできることは間違いない。なぜなら、我々“柔整”には、元々地域住民の生活の中に活き、地域自治体との連携の中に活かされることで“地域と共に歩んできた歴史”があるからだ。

さらに、人々の健康と安全を確保するために新たな問題として見えてきた「**無資格者**」への対応でも、現時点で無資格者に許されてしまっている「広告可能な内容」や「対応すべき症状や職域範囲」との対比からも、改めて柔道整復師とその資格に求められている「地域ニーズ」がいったいどこまでなのかを再考する必要性さえも孕んでいるといえる。

日本経済の低迷から「暗黒の時代」と揶揄された「平成」時代ではあったが、我が柔整業界に於いては、後世に語り継がれるであろう「**平成の大改革**」が、長く変えることのできなかった巨大な壁を崩し、新たな歩みを進めたことで“**平成**”の名を柔道整復師の記憶と歴史にしっかりと残せたのではないかと思う。

この改革は、柔整の歴史を“今歩んでいる当会会員”だけでなく、これから先の“未来にこの道を歩む後進”に繋げるためにこそ成されたといっても過言ではない。だからこそ、我々はたとえ一歩だけでも前に進んで「**バトン**」を次へ繋げなければならないのだ。(𝄞)

【表紙解説？】

今号では、『**浸食される柔整！**』というタイトルに合わせて、“波”に浸食された小さな岩礁（これが柔整業界か？）と、そこへ空高くから虹色の輝きを放つ「球体」が落ちてきた様子が描かれている。もしも、このまま“波の浸食”が続けば、この岩場はきっと崩れ落ち、海に沈んでしまうに違いない。

よく見ると、この球体には電子機器の基板を思わせる模様が見えている。きっとこれは“電子請求”用の機材に違いない。さらに、広い海原の中でポツンと離れたこの岩礁には、まったく配線などは見当たらないところからは、近未来に実現するであろう「デジタル通信による電子請求」で遠く離れた審査会までデータを転送する**モデル実験**が始まるところなのかも知れない。是非とも成功させたいものである……といった勝手な妄想のイメージを「表紙」にしてみたが、如何だろうか。